

第2節 金上・広瀬地域

1. 地域の概況と課題

金上・広瀬地域の概況と主要な地域整備の課題は、次のとおりです。

(1) 地域の概況

項 目	概 況
位 置 ・ 地 形 等	- 町の東側に位置し、南北方向に長く広がり、坂下地域、若宮・川西・八幡地域と接しています。 - 湯川村に整備されている「道の駅あいづ 湯川・会津坂下」と、阿賀川を挟んで隣接しています。 - 西側の境界を旧宮川、東側の境界を阿賀川が流れ、肥沃な平野となっています。 - 肥沃な土地を活かした稲作を中心とする農業が盛んです。
人 口 等	- 平成22年の人口は約4,000人であり、町全体の2割強を占めています。 - 平成12年から10年間で約600人が減少しています。その減少率は13.0%で、4地域の中では2番目に低い値となっています。
土 地 利 用	- 全域が都市計画区域となっていますが、地域の9割弱が農地を中心とする自然的な土地利用となっています。 - 用途地域はありませんが、国道49号沿道は、商店や事務所、工場などが立地しています。 - その他は、水田を中心とする農地と集落地となっています。
都市機能・ 基盤整備	- 広域的な役割を果たす道路として、国道49号、(主)喜多方会津坂下線が通っています。 - 旧宮川沿いに、ばんげびがし公園が整備され、スポーツ・レクリエーション拠点の役割を果たしています。 - 農業集落排水が合川処理区で整備されています。
地域の資源	- 地域の北側の青津地区には亀ヶ森・鎮守森古墳があり、国の指定史跡となっています。 - 清水が湧く青木地区には、トゲチョ(イトヨ)が生息しています。 - 阿賀川では、アユ・ハヤを釣ることができます。
住民の意向	- 上下水道、生活道路、福祉施設、バス交通の便、職業を得る場としてなど都市的な生活を支える機能に対する満足度が特に低くなっています。 - 今の場所に住み続けたい方が7割を超える割合を占めています。 - 働く場の確保が強く望まれているほか、ショッピングセンター・娯楽施設、保健・医療体制の充実、下水道の整備などが多く望まれています。 「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境」が強く望まれています。

(2) 主要な地域整備の課題

項 目	概 況
土 地 利 用 誘 導	・ 集落の生活利便や医療・福祉サービスを提供する拠点機能を整備する必要があります。 ・ 優良な農地の保全・活用を進める必要があります。
交 通 体 系 整 備	・ バス利用の需要の変化に対応して、きめ細かな運行を実現していく必要があります。
そ の 他 の 都 市 施 設 整 備	・ ばんげひがし公園は、町民のレクリエーション拠点として、その環境を維持するとともに、新たな機能を育成していく必要があります。 ・ 亀ヶ森・鎮守森古墳の環境を活かした公園の整備を図る必要があります。 ・ 農業集落排水が整備されている合川処理区の適切な維持の必要があります。
そ の 他	・ 旧金上小学校、旧広瀬小学校を、文化・交流拠点として活用する必要があります。 ・ 地域内に立地する寺・神社を、地域住民の身近な交流拠点として活用する必要があります。 ・ トゲチョの生息する良好な環境を守っていく必要があります。 ・ アユなどの釣りを楽しむことのできる環境を維持していく必要があります。

地域カルテ：金上・広瀬地域

地域の基本指標

■地域の位置



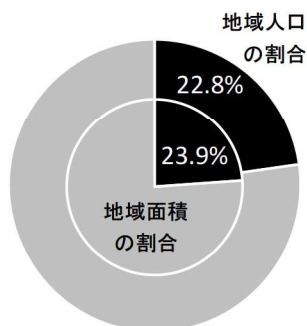
■法規制区域と人口・世帯数

	実数
面積 (ha)	2,188.4
都市計画区域	2,188.4
用途地域	0.0
用途地域外	2,188.4
都市計画区域外	0.0
人口 (人)	3,951
世帯数 (世帯)	1,028
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.8
人口密度 (人/ha)	1.8

資料

面積：町公称値を計測面積比率で按分
人口・世帯数：平成22年国勢調査

■全町に占める地域の規模



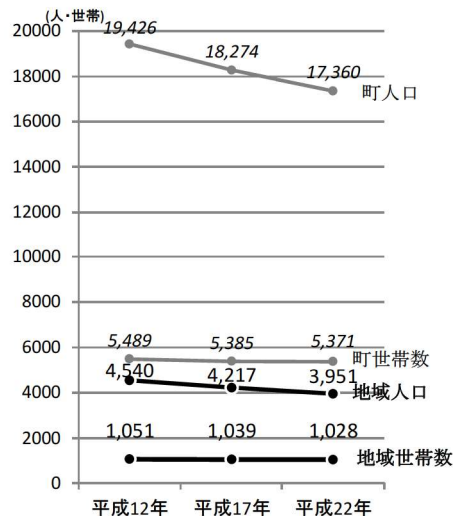
■基盤整備状況

公園緑地面積 (ha)
6.89
1人当たり面積 (㎡)
17.4

資料：平成25年会津坂下町都市計画基礎調査
(平成22年度末現在)

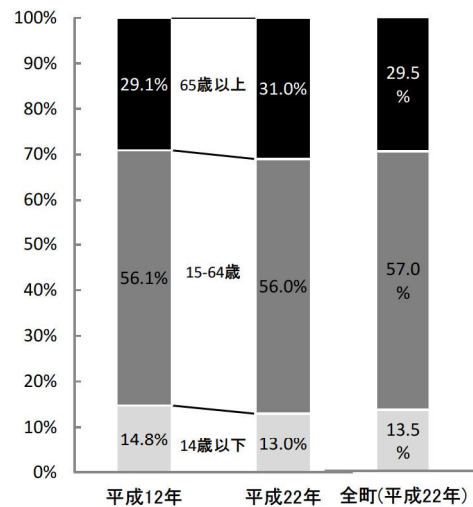
人口の状況

■人口世帯数の推移



資料：国勢調査

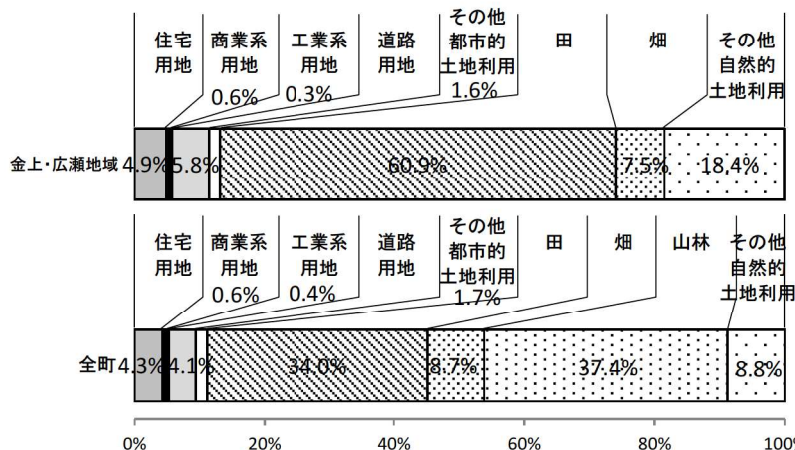
■年齢構成の推移（年齢不詳分を除く）



資料：国勢調査

土地利用の状況

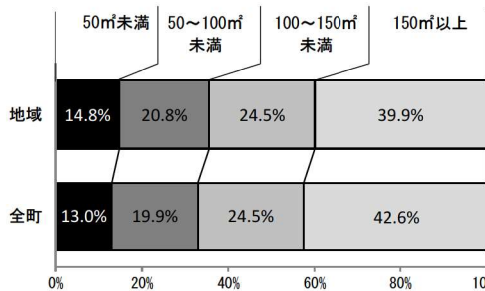
■土地利用別面積の構成比



資料：平成25年会津坂下町都市計画基礎調査〔平成22年度末現在〕（地域面積をGISによる土地利用別面積の構成比で按分した）

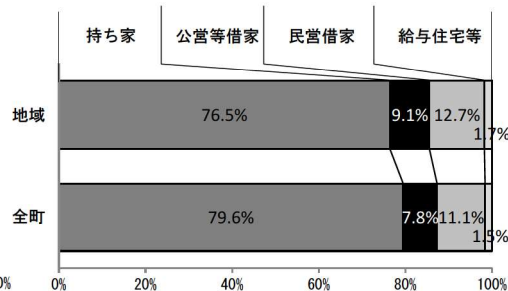
住居の状況

■住宅に住む世帯の住宅の延床面積



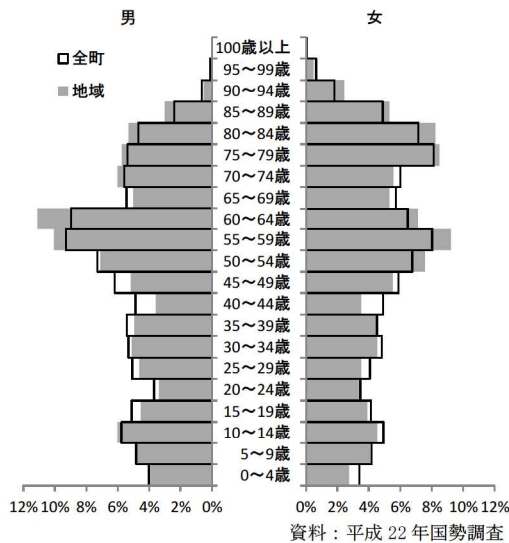
資料：平成22年国勢調査

■住宅に住む世帯の住宅の種類

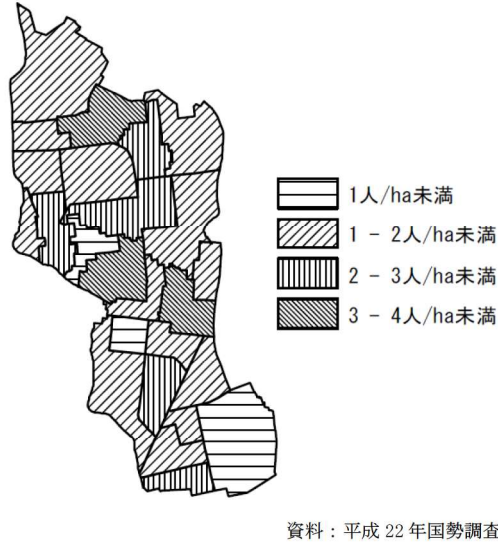


資料：平成22年国勢調査

■5歳ごとの年齢構成



■字別人口密度

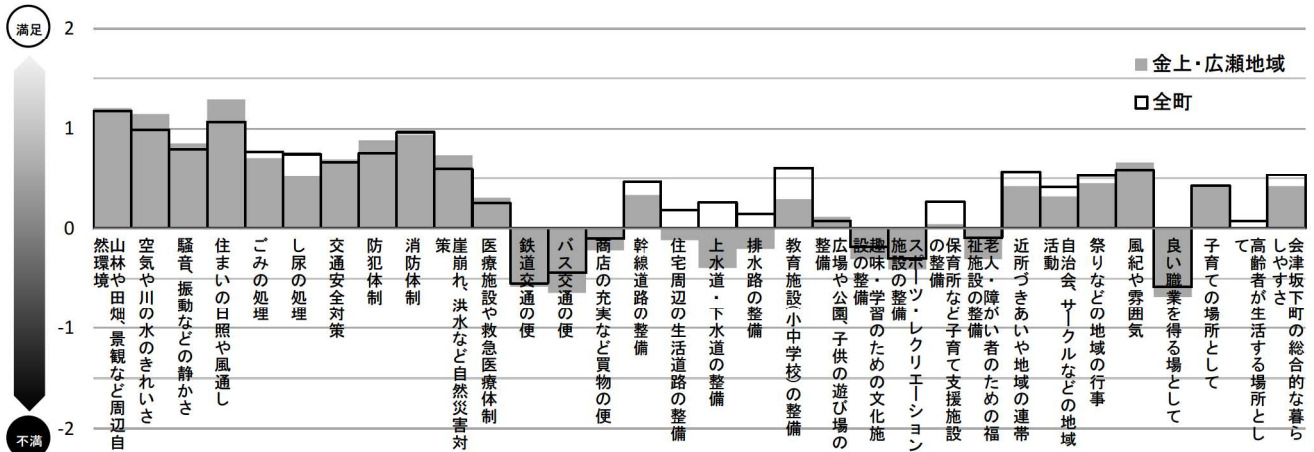


住民意識調査の結果

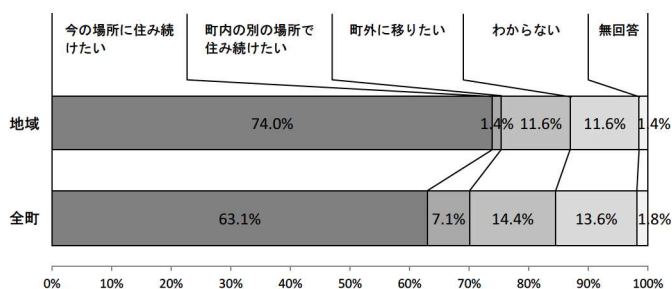
会津坂下町都市計画マスタープラン町民意識調査結果より抜粋

■地域環境評価（満足度指数）

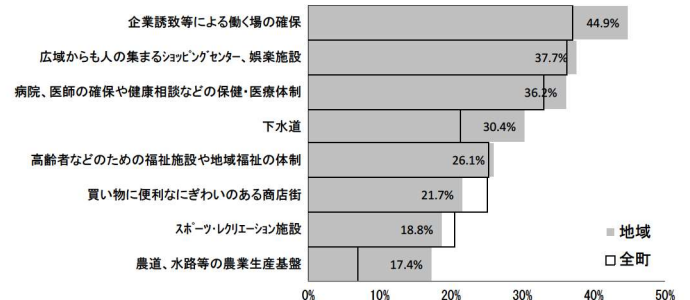
※満足度指数：回答の「満足」に2、「どちらかといえば満足」に1、「どちらかといえば不満」に-1、「不満」に-2の加重ポイントを与えてそれぞれの回答数に乘じ、合計した数値を合計回答数で除した値（加重平均値）



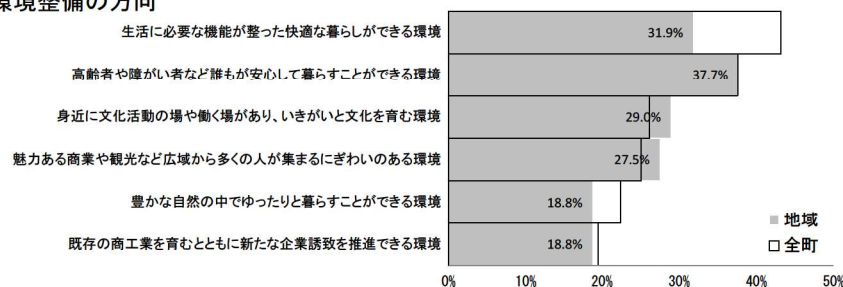
■居住継続意向



■今後特に整備に力を入れるべき施設・機能（上位8項目）



■将来の環境整備の方向



2. 将来構想

(1) 地域のまちづくりの目標

1) 地域の将来像

金上・広瀬地域は、地域の7割弱を農地が占め、稲作を中心とする農業が盛んに営まれています。地域住民の定住意向は高いものの、都市的な生活を支える機能に対する満足度は低くなっています。農業の基盤を守りながら、今後とも安全・快適に生活できる地域を目指します。

〔地域の将来像〕

肥沃な大地に根差す、農業が盛んで、安全・快適な生活の場

金上・広瀬



2) 地域の将来構造（土地利用・拠点・軸の配置の方針）

① 土地利用の枠組み

国道49号沿道に「幹線道路沿道地」を、その他は「集落地」、「農地（田、畑）」を配置します。

② 交流や活動の拠点

都市の拠点として、金上コミュニティセンター周辺、広瀬コミュニティセンター周辺に「地域拠点」、亀ヶ森・鎮守森古墳周辺に「歴史の拠点」、ばんげひがし公園周辺に「スポーツ・レクリエーション拠点」をそれぞれ配置し、機能の強化を図ります。

また、地区の拠点として、「身近な文化拠点」：集会所等、「身近なスポーツ交流拠点」：公園・スポーツ施設、「歴史・自然資源を活かした交流拠点」：神社・寺、観光施設を配置し、機能の強化を図ります。

③ 都市の軸

交通軸は、広域幹線道路である地域を東西に走る国道49号及びこれと南北方向を結ぶ（主）喜多方会津坂下線を軸として、これらと連携する主要な都市幹線道路を配置します。

また、国道49号の沿道を「国道沿道広域都市軸」として、適切な機能誘導により市街地の背骨を形成します。加えて、阿賀川、旧宮川を「水の軸」として、水を活かした景観と交流の場を育成します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用の方針

土地利用の配置とそれぞれの土地利用誘導の方向性は、次のとおりです。

① 都市的土地利用地

〔幹線道路沿道地〕

- ・ 国道 49 号沿道：農業地域における開発を抑制しながら適切な流通業務・沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

② 集落地、農地、森林等

〔集落地〕

- ・ 既存集落：農地や自然環境と調和した、良好な居住環境と景観を持つ集落地として、生活環境の改善・整備を進めます。

〔田〕〔畑〕

- ・ 田・畑：食糧生産の場として、また良好な環境資源として、その環境の保全・活用を図ります。

2) 交通体系整備の方針

① 道路ネットワーク

地域構想図に示す路線を、地域を支える主要な道路として位置づけ、整備が必要な区間の整備と適正な維持・管理を推進・促進します。

〔広域幹線道路〕

- ・ 広域交通の利便性と歩道や交通安全施設などの良好な道路空間の形成を図るため、国と連携を図り国道 49 号^{*1}の整備を促進します。
- ・ (主) 喜多方会津坂下線^{*2}の佐藤分の急カーブの解消を要望・促進します。

〔主要な都市幹線道路〕

- ・ (町) 坂下束原線の主要な都市幹線道路としての機能を強化するため、(町) 中開津束原線以南の拡幅整備を検討します。

〔地区生活幹線道路〕

- ・ (町) 宇内沼越線の大字青津字村西における拡幅整備を検討します。

② 歩行者交通のネットワーク

水の軸である阿賀川、旧宮川の歩行環境の整備を推進します。

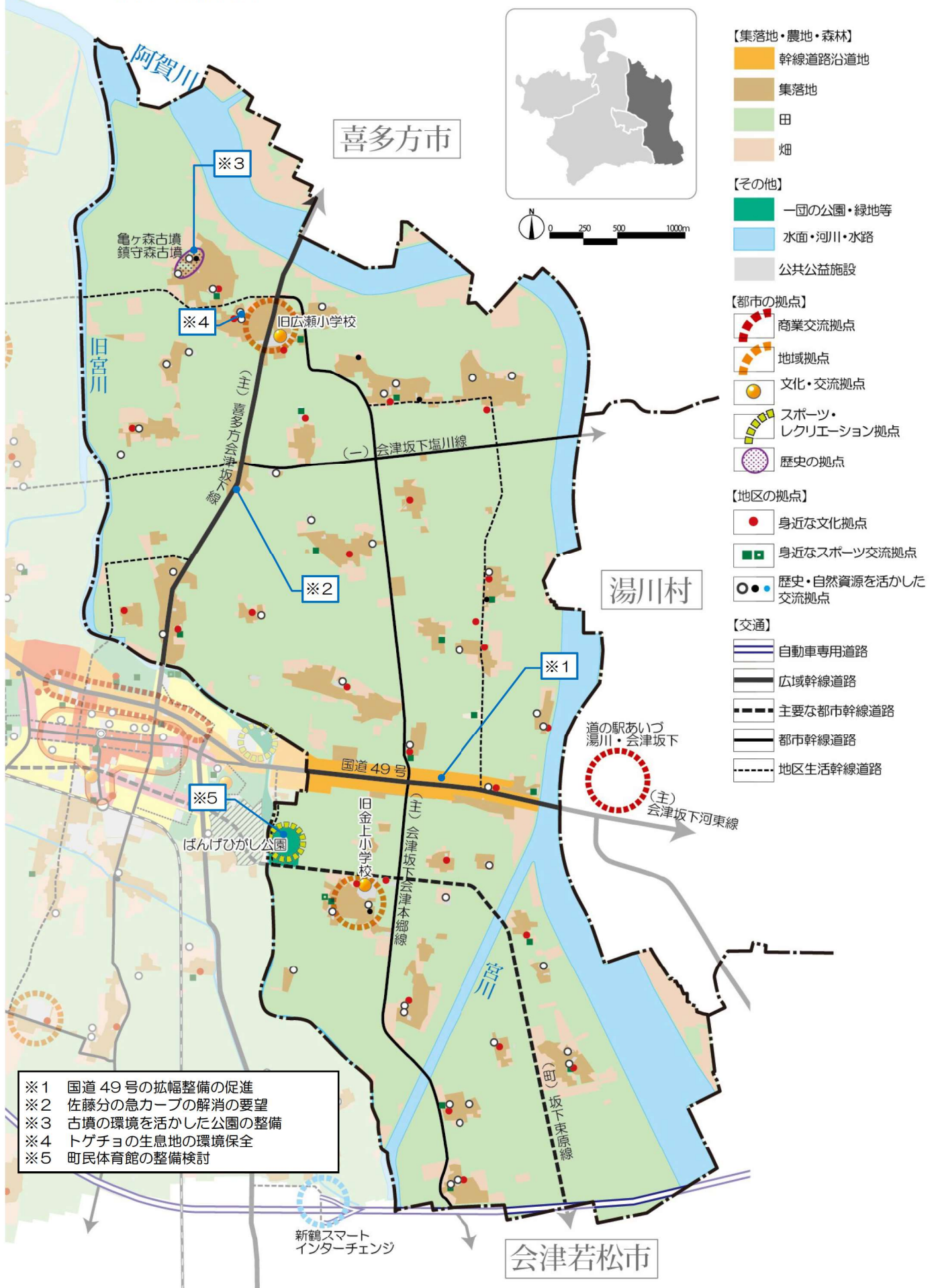
③ 公共交通

バス待合所の整備、設置を支援します。

3) その他の整備方針

- 亀ヶ森・鎮守森古墳の環境を活かした公園^{※3}の整備を検討・推進します。
- 町の天然記念物指定地である青木地区のトゲチヨの生息地^{※4}の環境を保全するとともに、周辺地区においてトゲチヨの住む池づくりや湧水の保全に取り組みます。
- 阿賀川の水質の保全や漁協の稚魚の放流活動の支援等により、釣りを楽しむことのできる環境を維持・増進します。
- 農業集落排水事業の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ばんげひがし公園周辺において、町民体育館^{※5}の整備を検討します。

● 金上・広瀬地域構想図



第3節 若宮・川西・八幡地域

1. 地域の概況と課題

若宮・川西・八幡地域の概況と主要な地域整備の課題は、以下のとおりです。

(1) 地域の概況

項 目	概 況
位 置 ・ 地 形 等	- 町の中央部に位置し、南北方向に長く広がり、坂下地域、金上・広瀬地域、高寺地域と接しています。 - 東側は平たん地、西側は山地となっています。北側の境界部には阿賀川が流れています。 - サケやマスが遡上した阿賀川が流れる平たん地と丘陵地の境界には早くから人が住み始めるなど、古い歴史を持っています。 - 平たん地では、稲作を中心とする農業が盛んです。長井地区では、そばの栽培も盛んです。
人 口 等	- 平成 22 年の人口は約 5,100 人であり、町全体の3割弱を占めています。 - 平成 12 年から 10 年間で約 900 人が減少しています。その減少率は 14.7%で、4地域の中では2番目に高い値となっています。
土 地 利 用	- 地域の6割強が都市計画区域となっています。 - 地域の8割強が山林、農地となっています。 - 平たん地は水田・畑及び集落地として利用されています。 - 国道 49 号沿道及び坂本地区の一部に用途地域が指定されており、後者は工業地として利用されています。
都市機能・ 基 盤 整 備	- 地域の西側、坂本地区には磐越自動車道会津坂下インターチェンジがあり、その北側は第一坂本工業団地が整備され、交通の拠点、工業拠点となっています。 - JR若宮駅・塔寺駅・会津坂本駅を有しています。 - 見明山及び塔寺山いこいの森公園が、スポーツ・レクリエーション拠点の役割を果たしています。 - 農業集落排水が長井処理区、真木・津尻処理区、八日沢処理区で整備されています。 - 若宮地区に町営住宅が1団地整備されています。
地域の資源	- 越後街道の宿場町であった塔寺・気多宮地区は、宿場町としてのまち並みを残しています。 - 上宇内薬師、恵隆寺立木観音、旧五十嵐家住宅が国の重要文化財に指定されています。 - 宇内地区に国指定の史跡、陣が峯城跡があります。また、会津まほろば街道沿いには多くの遺跡が残されています。 - 温泉施設として、糸桜里の湯ばんげ、津尻温泉があります。また、薬王寺は会津五桜の一つ杉の糸桜として、桜の名所となっています。 - 里山のアトリエ坂本分校は、芸術や文化の交流施設となっています。
住民の意向	- 町平均と比較して、自然災害対策、子供の遊び場に対する満足度が低くなっています。 - 今の場所に住み続けたい方が7割弱の割合を占めています。 - 働く場の確保、保健・医療体制の充実などが多く望まれています。 「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境」「生活に必要な機能が整った快適な暮らしができる環境」が多く望まれています。

(2) 主要な地域整備の課題

項 目	概 況
土 地 利 用 誘 導	・ 集落の生活利便や医療・福祉サービスを提供する拠点機能を整備する必要があります。 ・ 塔寺・気多宮地区は、宿場町としてのまち並みを残しながら、居住環境の整備を進める必要があります。 ・ 坂本工業団地周辺の市街地は、工業地としての活用を進める必要があります。 ・ 優良な農地の保全・活用を進める必要があります。 ・ 山林の荒廃を防ぐための対策を図る必要があります。
交 通 体 系 整 備	・ 会津坂下インターチェンジ及び新鶴スマートインターチェンジへのアクセス性を向上させる必要があります。 ・ バス利用の需要の変化に対応して、きめ細かな運行を実現していく必要があります。 ・ JR若宮駅・塔寺駅・会津坂本駅の利用しやすい環境を整備する必要があります。
そ の 他 の 都 市 施 設 整 備	・ 塔寺山いこいの森公園は、町民のレクリエーション拠点として、その環境を維持する必要があります。 ・ 陣が峯城跡、中平遺跡、高寺山古墳等史跡の環境を活かした公園の整備を図る必要があります。 ・ 町営住宅である中村団地の環境を維持するとともに、用途廃止後の適切な土地利用を実現する必要があります。
そ の 他	・ 見明山周辺において、既存資源と連携した自然活用型のレクリエーション機能を育成する必要があります。 ・ 地域内に立地する寺・神社を、地域住民の身近な交流拠点として活用する必要があります。

地域カルテ：若宮・川西・八幡地域

地域の基本指標

■地域の位置

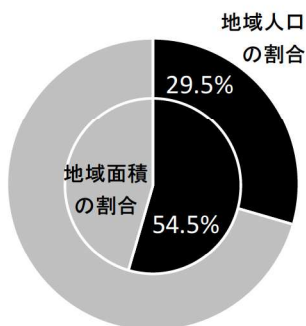


■法規制区域と人口・世帯数

	実数
面積 (ha)	4,988.0
都市計画区域	3,177.2
用途地域	39.9
用途地域外	3,137.3
都市計画区域外	1,810.8
人口 (人)	5,115
世帯数 (世帯)	1,428
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.6
人口密度 (人/ha)	1.0

資料：町公称値を計測面積比率で按分
人口・世帯数：平成22年国勢調査

■全町に占める地域の規模



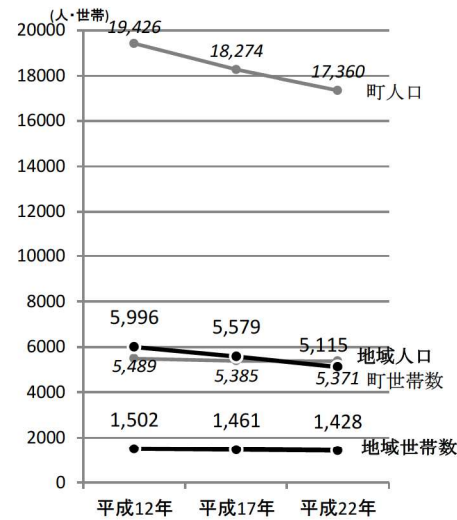
■基盤整備状況

公園緑地面積 (ha)
6.12
1人当たり面積 (㎡)
12.0

資料：平成25年会津坂下町都市計画基礎調査
(平成22年度末現在)

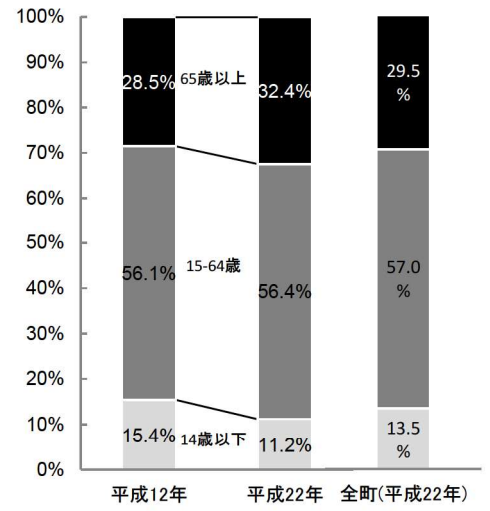
人口の状況

■人口世帯数の推移



資料：国勢調査

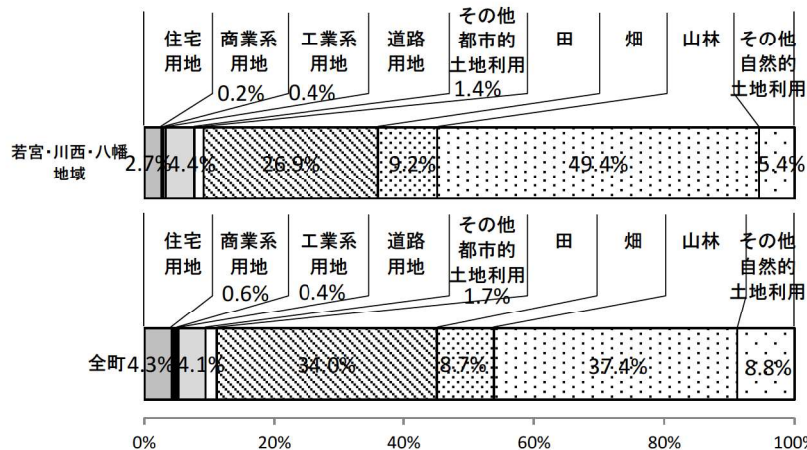
■年齢構成の推移 (年齢不詳分を除く)



資料：国勢調査

土地利用の状況

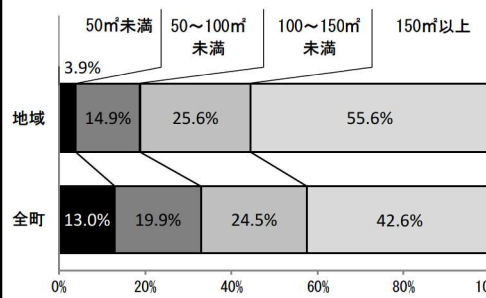
■土地利用別面積の構成比



資料：地域の値は、下記の「都市計画区域」「都市計画区域外」を合計したもの。
都市計画区域—平成25年会津坂下町都市計画基礎調査〔平成22年度末現在〕(地域面積をGISによる土地利用別面積の構成比で按分)
都市計画区域外—地域面積を土地利用基本計画現況図、住宅地図での計測による面積構成比で按分。「道路用地」は認定道路一覧に記載された幅員の中央値と延長を乗じて算出

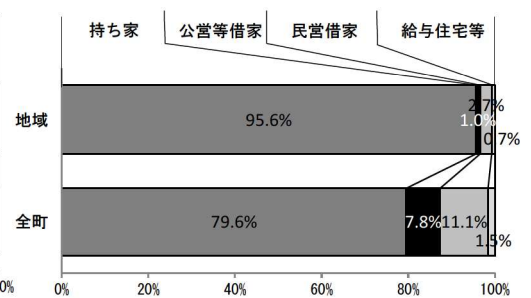
住居の状況

■住宅に住む世帯の住宅の延床面積



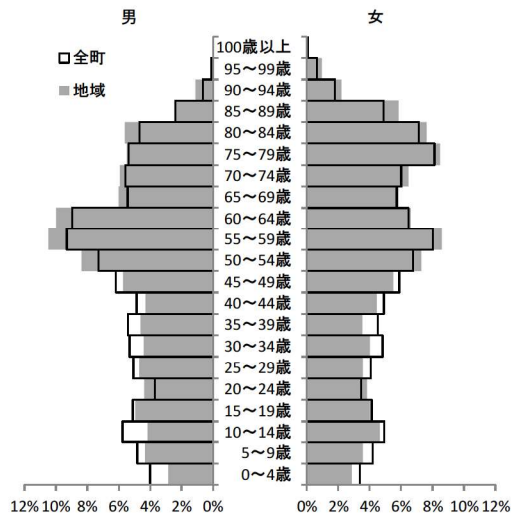
資料：平成22年国勢調査

■住宅に住む世帯の住宅の種類



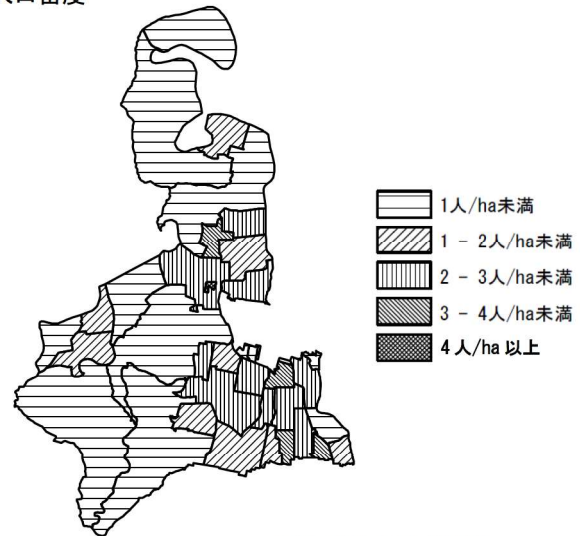
資料：平成22年国勢調査

■5歳ごとの年齢構成



資料：平成22年国勢調査

■字別人口密度

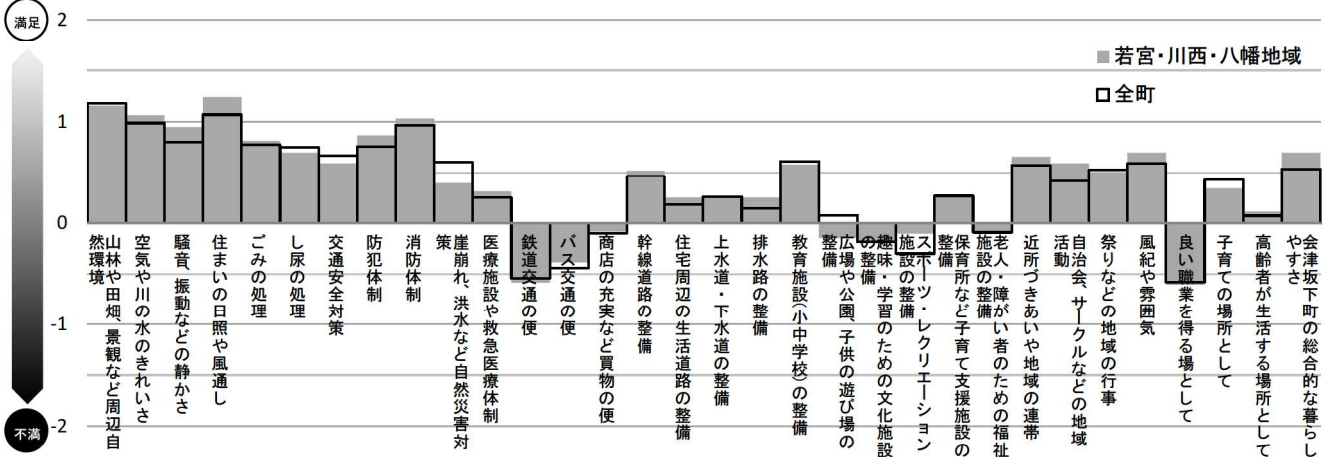


資料：平成22年国勢調査

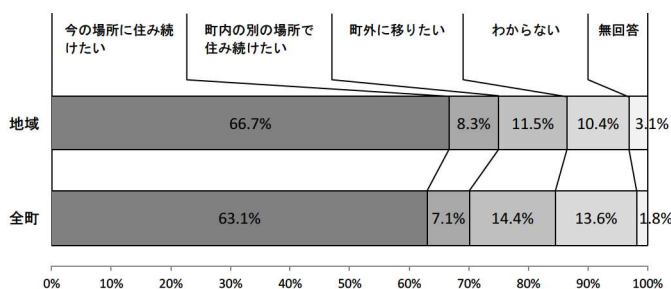
住民意識調査の結果 会津坂下町都市計画マスタープラン町民意識調査結果より抜粋

■地域環境評価（満足度指数）

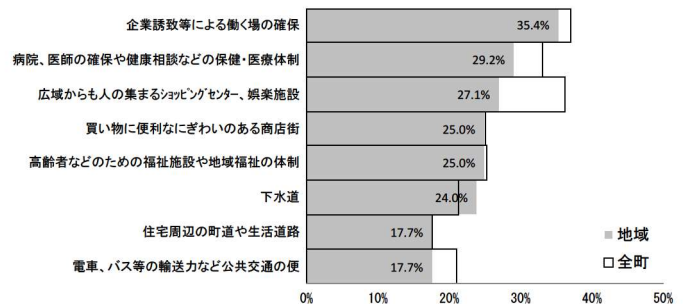
※満足度指数：回答の「満足」に2、「どちらかといえば満足」に1、「どちらかといえば不満」に-1、「不満」に-2の加重ポイントを与えてそれぞれの回答数に乘じ、合計した数値を合計回答数で除した値（加重平均値）



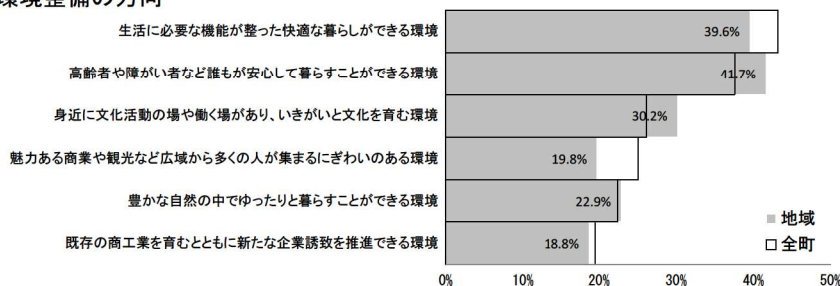
■居住継続意向



■今後特に整備に力を入れるべき施設・機能（上位8項目）



■将来の環境整備の方向



2. 将来構想

(1) 地域のまちづくりの目標

1) 地域の将来像

若宮・川西・八幡地域は、東側は平たん地、西側は山地となっており、その境界は斜面緑地により美しい景色が展開しています。また、歴史資源や観光資源が多く分布しています。このような環境や資源を活かして、活気ある地域を目指します。

〔地域の将来像〕

里山と平地が出会う、美しい景色や温泉、
歴史資源を活かした活気あるまち 若宮・川西・八幡



2) 地域の将来構造（土地利用・拠点・軸の配置の方針）

① 土地利用の枠組み

磐越自動車道会津坂下インターチェンジ周辺及び大字塔寺字経塚の復興産業集積区域に「工業地」、旧宮川の西側に「土地活用検討地」、国道49号沿道に「幹線道路沿道地」を、その他は「集落地」、「農地（田、畑）」、「森林」を配置します。

② 交流や活動の拠点

都市の拠点として、若宮コミュニティセンター周辺、川西コミュニティセンター周辺、八幡コミュニティセンター周辺に「地域拠点」、磐越自動車道会津坂下インターチェンジ周辺に「工業拠点」、「交通の拠点」、里山のアトリエ坂本分校周辺に「文化・交流拠点」、陣が峯城跡周辺、中平遺跡周辺に「歴史の拠点」、見明山周辺に「スポーツ・レクリエーション拠点」をそれぞれ配置し、機能の強化を図ります。

また、地区の拠点として、「身近な文化拠点」：集会所等、「身近なスポーツ交流拠点」：公園・スポーツ施設、「歴史・自然資源を活かした交流拠点」：神社・寺、観光施設を配置し、機能の強化を図ります。

③ 都市の軸

交通軸は、広域幹線道路である地域を東西に走る国道49号、国道252号及びこれと南北方向を結ぶ主要な都市幹線道路である（一）熱塩加納会津坂下線、（一）赤留塔寺線を軸として、これらと連携する都市幹線道路を配置します。

また、（一）赤留塔寺線、（町）塔寺字内線、（一）熱塩加納会津坂下線の一部を「歴史の軸」として、歴史的な環境を整備します。加えて、阿賀川、旧宮川、田沢川、只見川を「水の軸」として、水を活かした景観と交流の場を育成します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用の方針

土地利用の配置とそれぞれの土地利用誘導の方向性は、以下のとおりです。

① 都市的土地利用地

〔幹線道路沿道地〕

- ・ 国道 49 号沿道：農業地域における開発を抑制しながら適切な流通業務・沿道サービス施設の立地誘導を図ります。

〔工業地〕

- ・ 坂本工業団地、復興産業集積区域：立地している工場の操業環境を維持するとともに、工場立地を誘導します。

〔土地活用検討地〕

- ・ 旧宮川西側：近隣の土地利用動向を見極めながら、合理的な土地利用のあり方について検討します。

② 集落地、農地、森林等

〔集落地〕〔歴史的集落地〕

- ・ 既存集落：農地や自然環境と調和した、良好な居住環境と景観を持つ集落地として、生活環境の改善・整備を進めます。なお、塔寺・気多宮地区については、歴史的な沿道景観の保全・整備も合わせて進めます。

〔田〕〔畑〕

- ・ 田・畑：食糧生産の場として、また良好な環境資源として、その環境の保全・活用を図ります。

〔森林〕

- ・ その他の森林：森林の適切な管理を行い、その環境の保全・活用を図ります。

2) 交通体系整備の方針

① 道路ネットワーク

地域構想図に示す路線を、地域を支える主要な道路として位置づけ、整備が必要な区間の整備と適正な維持・管理を推進・促進します。

〔主要な都市幹線道路〕

- ・ (一) 熱塩加納会津坂下線^{※1}の狭あい区間の解消を要望・促進します。

〔都市幹線道路〕

- ・ (町) 和泉・平井線、(町) 和泉 2 号線の拡幅整備を検討します。
- ・ (町) 水原線の大字樋島字高畑周辺における拡幅整備を検討します。
- ・ (町) 大江南線、(町) 寿の宮線の拡幅整備を検討します。

② 歩行者交通のネットワーク

水の軸である旧宮川、阿賀川の歩行環境の整備を推進します。

③ 公共交通

鉄道を利用しやすいよう、駅及び周辺の整備を促進します。

また、バス待合所の整備、設置を支援します。

3) その他の整備方針

- 陣が峯城跡^{※2}、中平遺跡^{※3}の環境を活かした公園の整備を検討・推進します。
- 公共下水道整備区域内の未整備区域の整備を推進します。
- 農業集落排水事業の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 町営住宅である中村団地の用途廃止と跡地活用について検討します。
- 糸桜里の湯ばんげ、津尻温泉、杉の糸桜などを活かして観光交流を促進します。

●若宮・川西・八幡地域構想図

【都市的土地利用地】

- 幹線道路沿道地
- 工業地
- 土地活用検討地

【集落地・農地・森林】

- 歴史的集落地
- 集落地
- 田
- 畑
- 森林

【その他】

- 一団の公園・緑地等
- 水面・河川・水路
- 公共公益施設

【都市の拠点】

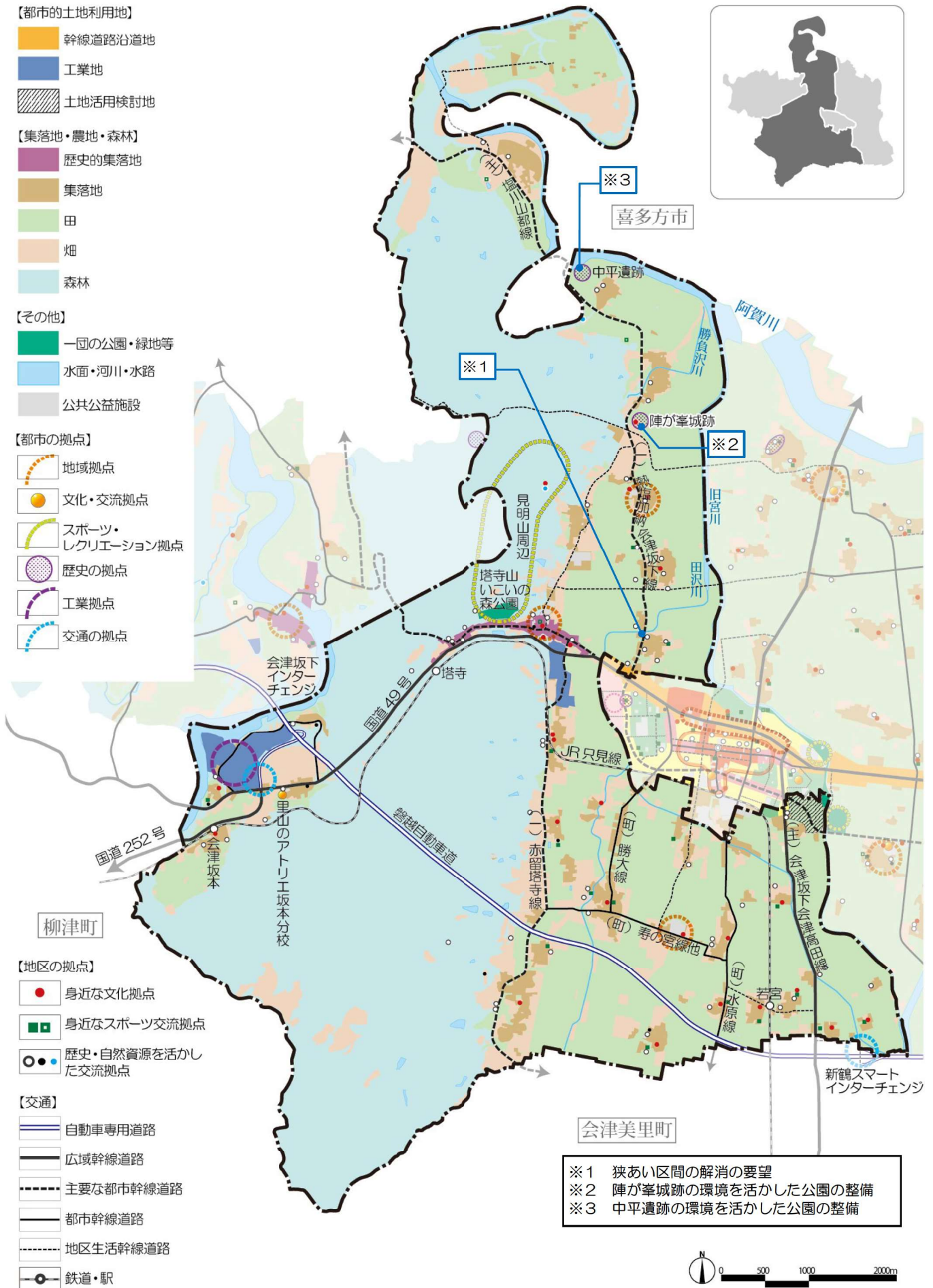
- 地域拠点
- 文化・交流拠点
- スポーツ・レクリエーション拠点
- 歴史の拠点
- 工業拠点
- 交通の拠点

【地区の拠点】

- 身近な文化拠点
- 身近なスポーツ交流拠点
- 歴史・自然資源を活かした交流拠点

【交通】

- 自動車専用道路
- 広域幹線道路
- 主要な都市幹線道路
- 都市幹線道路
- 地区生活幹線道路
- 鉄道・駅



- ※1 狭あい区間の解消の要望
- ※2 陣が峯城跡の環境を活かした公園の整備
- ※3 中平遺跡の環境を活かした公園の整備



第4節 高寺地域

1. 地域の概況と課題

高寺地域の概況と主要な地域整備の課題は、以下のとおりです。

(1) 地域の概況

項 目	概 況
位 置 ・ 地 形 等	- 町の西部に位置し、若宮・川西・八幡地域と接しています。 - 地域の中央部を只見川が流れ、その流域は河岸段丘、その他は山地となっています。 - 稲作を中心として、そば、果樹の栽培が盛んです。
人 口 等	- 平成 22 年の人口は約 900 人であり、町全体の 5.1%を占めています。 - 平成 12 年から 10 年間で約 200 人が減少しています。その減少率は 17.8%で、4地域の中で最も高い値となっています。
土 地 利 用	- 地域の一部を除き、都市計画区域外となっています。 - 地域の9割が山林、農地となっています。 - 平たん地は水田・畑及び集落地として利用されています。
都市機能・ 基 盤 整 備	- 地域を支える幹線道路として、(一)上郷舟渡線、(一)山都柳津線、(一)別舟渡線があり、国道 49 号、(主)会津坂下山都線を介して、中心部と結ばれています。 - 片門に、高寺運動場が整備されています。
地域の資源	- 旧越後街道の宿場であった舟渡・片門地区及び天屋・本名地区は、宿場町としてのまち並みを残しています。 - かつて旧越後街道であった束松街道は歩く県道としての整備を行っています。 - 温泉施設として、洲走の湯があります。 - 県指定の天然記念物である天屋の束松があります。 - 会津百名山のひとつ高寺山があります。
住民の意向	- 福祉施設、職業を得る場として、子育て支援施設、幹線道路、自然災害対策など都市的環境や生活利便に関わる項目について満足度が低くなっています。 - 今の場所に住み続けたい方が8割を超え、4地域の中で最も高い割合を占めています。 - 幹線道路の整備が強く望まれているほか、保健・医療体制の充実、集落の居住環境整備、働く場の確保などが多く望まれています。 「高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境」「生活に必要な機能が整った快適な暮らしができる環境」「魅力ある商業や観光など広域から多くの人が集まるにぎわいのある環境」が望まれています。

(2) 主要な地域整備の課題

項 目	概 況
土 地 利 用 誘 導	・ 集落の生活利便や医療・福祉サービスを提供する拠点機能を整備する必要があります。 ・ 舟渡・片門宿、天屋・本名宿は、宿場町としてのまち並みを残しながら、居住環境の整備を進める必要があります。 ・ 山林の荒廃を防ぐための対策を図る必要があります。
交 通 体 系 整 備	・ バス利用の需要の変化に対応して、きめ細かな運行を実現していく必要があります。 ・ 束松街道の歩行環境を整備する必要があります。
そ の 他 の 都 市 施 設 整 備	・ 只見川の整備を促進する必要があります。
そ の 他	・ 地域内に立地する寺・神社を、地域住民の身近な交流拠点として活用する必要があります。

地域カルテ：高寺地域

地域の基本指標

■地域の位置



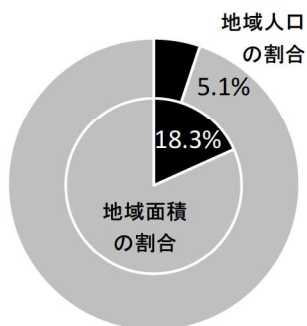
■法規制区域と人口・世帯数

	実数
面積 (ha)	1,676.4
都市計画区域	13.2
用途地域	0.0
用途地域外	13.2
都市計画区域外	1,663.2
人口 (人)	893
世帯数 (世帯)	237
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.8
人口密度 (人/ha)	0.5

資料

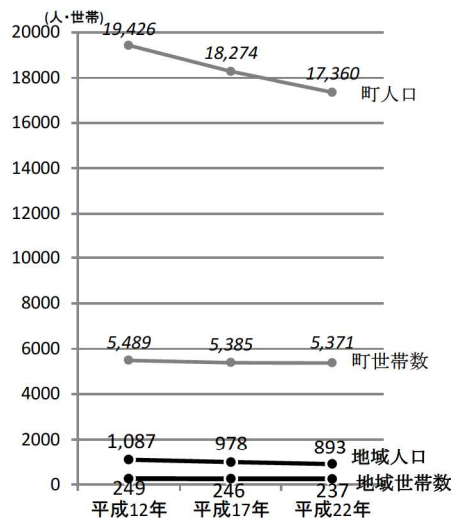
面積：町公称値を計測面積比率で按分
人口・世帯数：平成22年国勢調査

■全町に占める地域の規模



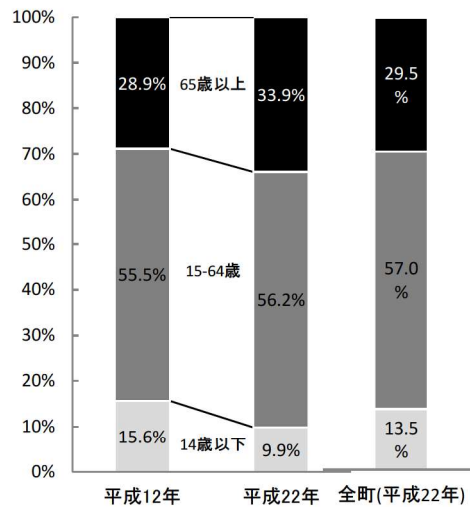
人口の状況

■人口世帯数の推移



資料：国勢調査

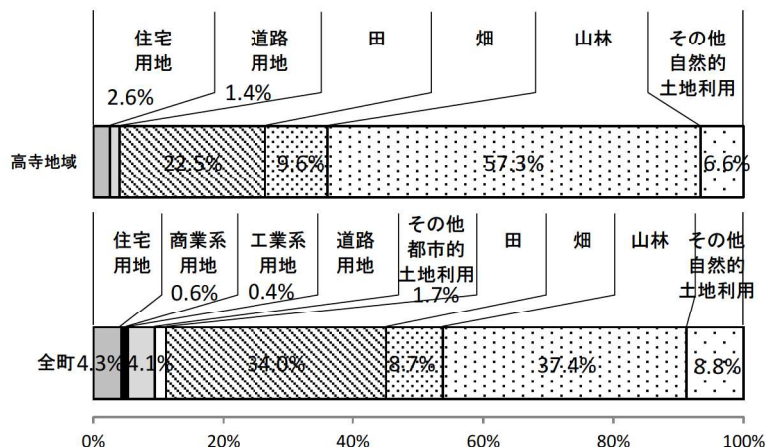
■年齢構成の推移（年齢不詳分を除く）



資料：国勢調査

土地利用の状況

■土地利用別面積の構成比

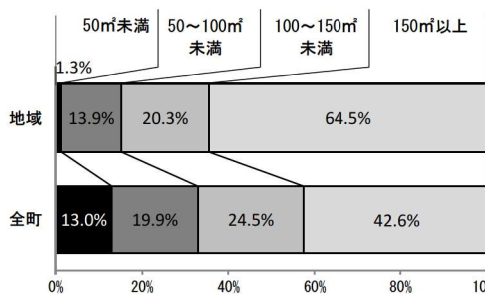


資料：地域の値は、下記の「都市計画区域」「都市計画区域外」を合計したもの。

都市計画区域—平成25年会津坂下町都市計画基礎調査〔平成22年度末現在〕（地域面積をGISによる土地利用別面積の構成比で按分）
都市計画区域外—地域面積を土地利用基本計画現況図、住宅地図での計測による面積構成比で按分。「道路用地」は認定道路一覧に記載された幅員の中央値と延長を乗じて算出

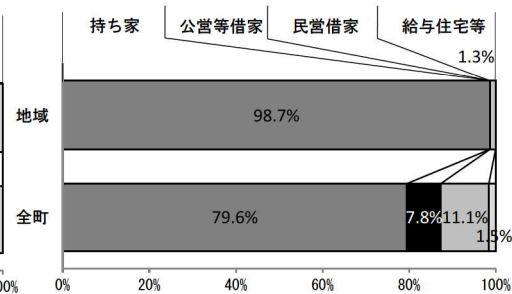
住居の状況

■住宅に住む世帯の住宅の延床面積



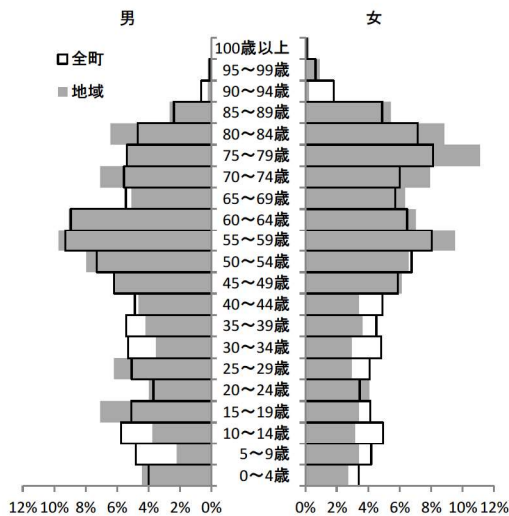
資料：平成22年国勢調査

■住宅に住む世帯の住宅の種類



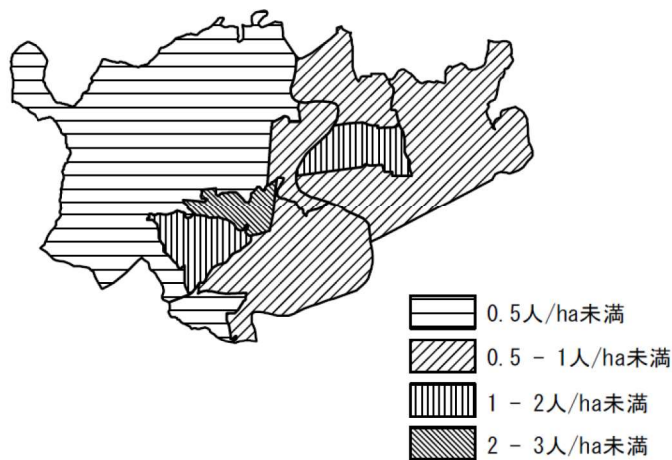
資料：平成22年国勢調査

■5歳ごとの年齢構成



資料：平成 22 年国勢調査

■字別人口密度

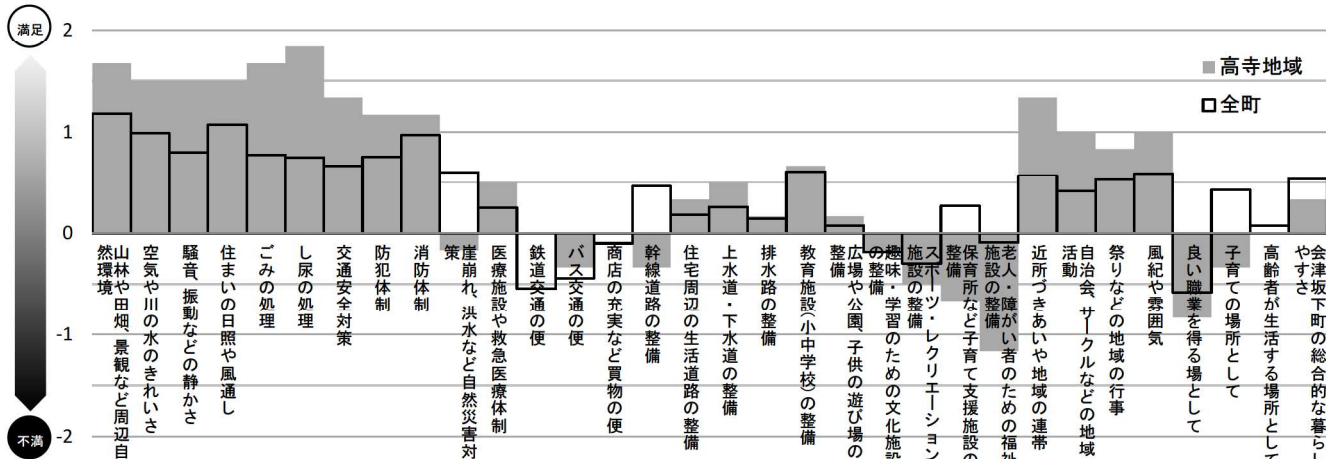


資料：平成 22 年国勢調査

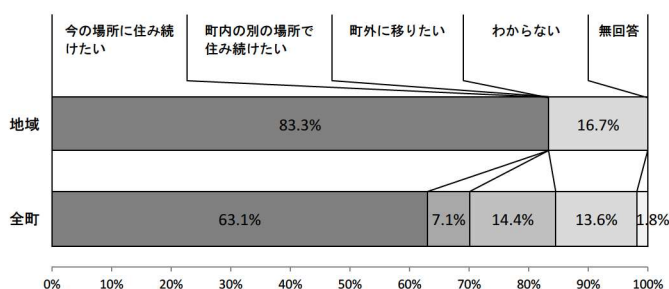
住民意識調査の結果 会津坂下町都市計画マスタープラン町民意識調査結果より抜粋

■地域環境評価（満足度指数）

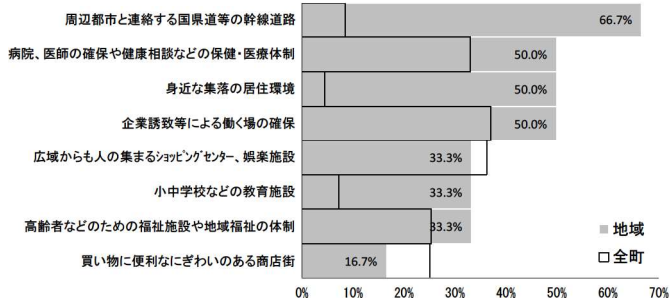
※満足度指数：回答の「満足」に 2、「どちらかといえば満足」に 1、「どちらかといえば不満」に-1、「不満」に-2の加重ポイントを与えてそれぞれの回答数に乘じ、合計した数値を合計回答数で除した値（加重平均値）



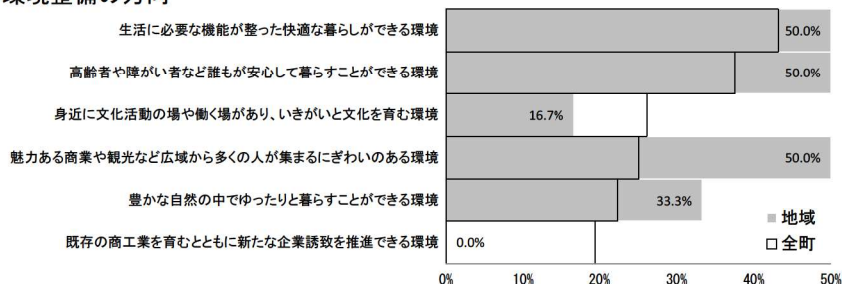
■居住継続意向



■今後特に整備に力を入れるべき施設・機能（上位 8 項目）



■将来の環境整備の方向



2. 将来構想

(1) 地域のまちづくりの目標

1) 地域の将来像

高寺地域は、河岸段丘、山地となっており、6割弱を占める山林を中心として自然的な土地利用が殆どを占め、歴史資源や観光資源も分布しています。地域住民の定住意向は高く、安心・快適な環境と観光等にぎわいのある環境整備が望まれています。豊かな自然環境と歴史資源を活かした、ゆったりとした暮らしと活発な交流を育む地域を目指します。

〔地域の将来像〕

豊かな自然に抱かれ、ゆったりとした暮らしと

歴史資源を活かした交流の活発なまち

高寺

2) 地域の将来構造（土地利用・拠点・軸の配置の方針）

① 土地利用の枠組み

大字片門字仲ノ坂の復興産業集積区域に「工業地」を、その他は「集落地」、「農地（田、畑）」、「森林」を配置します。

② 交流や活動の拠点

都市の拠点として、高寺コミュニティセンター周辺に「地域拠点」を配置し、機能の強化を図ります。

また、地区の拠点として、「身近な文化拠点」：集会所等、「身近なスポーツ交流拠点」：公園・スポーツ施設、「歴史・自然資源を活かした交流拠点」：神社・寺、観光施設を配置し、機能の強化を図ります。

③ 都市の軸

交通軸は、都市幹線道路である（一）山都柳津線、（一）別舟渡線、（一）上郷舟渡線とします。

また、束松街道を「歴史の軸」として、歴史的な環境を整備します。加えて、只見川、高橋川、滝沢川を「水の軸」として、水を活かした景観と交流の場を育成します。

(2) 地域のまちづくりの方針

1) 土地利用の方針

土地利用の配置とそれぞれの土地利用誘導の方向性は、以下のとおりです。

① 都市的土地利用地

〔工業地〕

- ・ 復興産業集積区域：立地している工場の操業環境を維持するとともに、工場立地を誘導します。

② 集落地、農地、森林等

〔集落地〕〔歴史的集落地〕

- ・ 既存集落：農地や自然環境と調和した、良好な居住環境と景観を持つ集落地として、生活環境の改善・整備を進めます。なお、舟渡・片門地区、天屋・本名地区については、歴史的な沿道景観の保全・整備も合わせて進めます。

〔田〕〔畑〕

- ・ 田・畑：食糧生産の場として、また良好な環境資源として、その環境の保全・活用を図ります。

〔森林〕

- ・ その他の森林：森林の適切な管理を行い、その環境の保全・活用を図ります。

2) 交通体系整備の方針

① 道路ネットワーク

地域構想図に示す路線を、地域を支える主要な道路として位置づけ、整備が必要な区間の整備と適正な維持・管理を推進・促進します。

〔都市幹線道路〕

- ・ (一) 別舟渡線^{*1}の急カーブで急勾配な箇所を解消を要望・促進します。

② 歩行者交通のネットワーク

歴史の軸である束松街道^{*2}の歩行環境の整備を促進します。

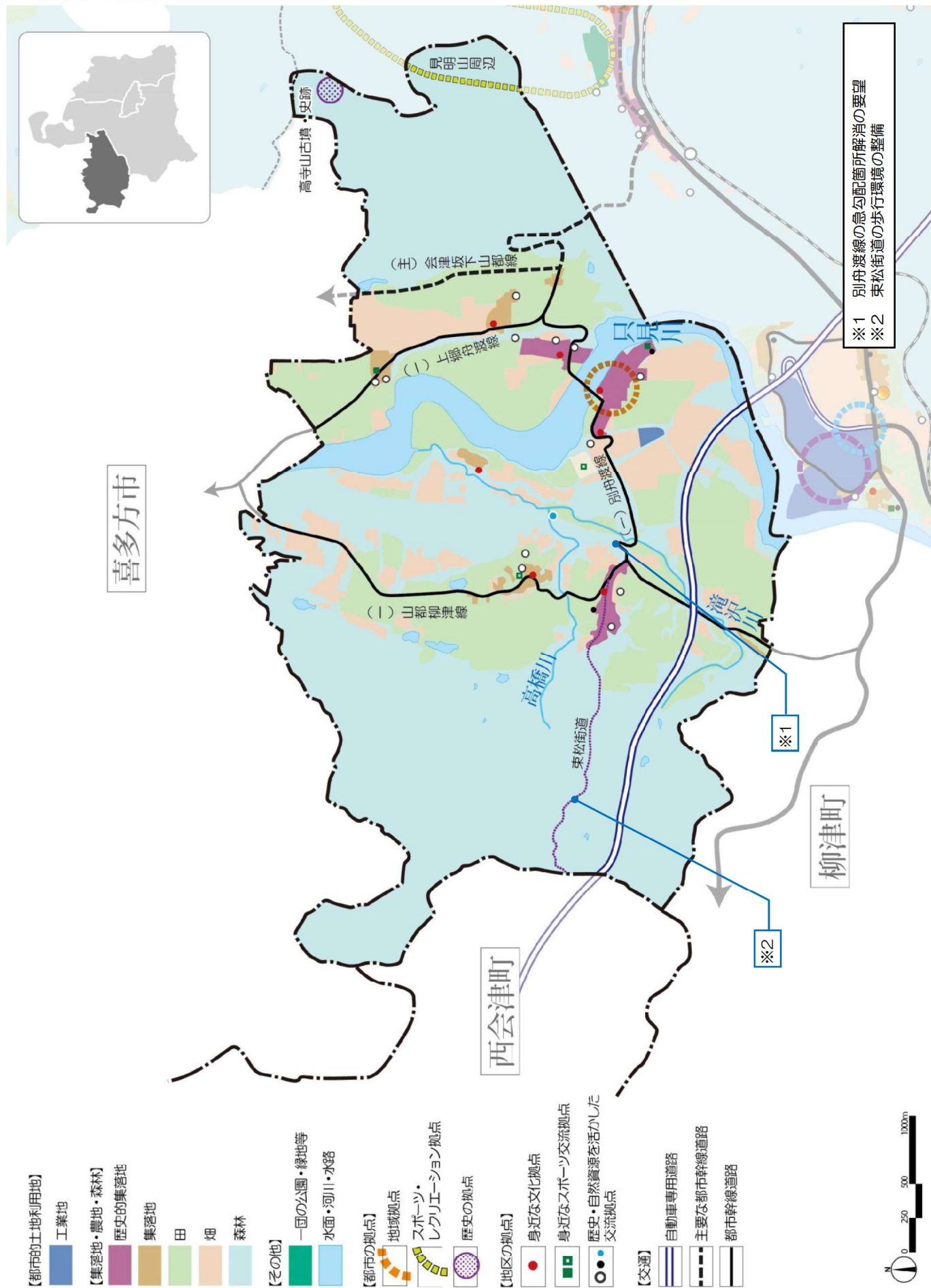
③ 公共交通

バス待合所の整備、設置を支援します。

3) その他の整備方針

- ・ 農業集落排水事業の整備を検討するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 洲走の湯、天屋の束松などを活かして観光交流を促進します。

●高寺地域構想図



第7章 都市づくりの推進に向けて

第1節 都市づくりへの町民参加の推進

1. 町民参加の考え方

〔町民参加〕

将来都市像として掲げた「豊かな自然・歴史環境に包まれた暮らしやすく活力あるまちばんげ」は、単に機能的に充足したまちや美観が優れているまちを言うのではなく、そこに生活する一人ひとりが「会津坂下町」に誇りを持ち、活き活きと暮らせるまちでなければなりません。

そのようなまちをつくるためには、町民一人ひとりがまちづくりの主役としての意識を持ち、計画の初期の段階からまちづくりに参加し、町民と行政、そして専門家等と協働して実現していくことが求められています。

〔情報の共有化〕

町民参加を支える大きな柱は、まちづくりに関する情報です。町役場や企業、あるいは町民団体等が有しているまち及びまちづくりに関する情報を、広くそして分かりやすく町民に公開し、まちづくりの情報を共有していくことが必要です。さらには、いわゆる都市計画に関することだけではなく、「会津坂下町」に関する最新情報を、多様に知ることができる情報システムを確立し、意識を高めていくことが必要です。

〔体制と仕組みづくり〕

誰もがまちづくりに参加しやすくするためには、町民参加システムの整備と参加機会の設定、まちづくり活動への支援、NPOの育成等をとおして、町民の参加を支援していく体制を整える必要があります。また、まちづくりは、その時々道路や建物を造り、木を植え、環境を整備するだけでなく、それらを有効に活用し、適切に維持・管理するという継続した取り組みです。そのため、会津坂下町都市計画マスタープランに基づく様々な計画や事業が、どのように進捗しているか常に検証し、成果や問題点を考察する評価・点検システムを整えていく必要があります。

2. 町民参加の推進

(1) 情報の共有化と人づくり

① 情報の公開体制の充実

- まちづくりに関する情報の総合的な窓口を設置する等、分かりやすく親しみやすい組織体制や情報提供システムを整え、町民の求める情報提供に努めます。
- まちづくりに関する政策立案過程を町民が知ることができるよう広報公聴活動を充実します。

② まちづくりに取り組む町民の意識づくり

- 小中学生を対象としたまちづくり学習や、まちづくりイベント等により、まちづくりへの町民参加意識を高めます。

(2) 町民の参加システムの拡充

① 町民活動への支援

- 誰もがまちづくりに参加しやすくするため、町民の自主的活動への支援制度の拡充を図ります。
- 様々な分野の専門知識を有する人や地域のリーダーとなってまちづくりを進めていく人材の把握と、必要な情報の提供や勉強会等を行ってリーダーとなる人材の育成に努めます。

② 参加形態・機会の多様化

- 多様な町民参加の取り組みのあり方を検討し、その実現に努めます。
- 身近な地域におけるまちづくりのルールである地区計画や建築協定等の町民参加の計画、制度を積極的に活用するとともに、計画段階における多様な町民参加の制度、体制を確立します。
- 公園等の身近な施設について、利用者による施設管理の制度を拡充します。

(3) 協働体制の強化

- 町民の主体的なまちづくり組織の設立を奨励し、その活動を支援、助成する体制を整えるとともに、これらの組織と連携、協働してまちづくりを進める意識の定着と協働体制の確立に努めます。
- 行政の組織体制を柔軟なものとし、多様な町民のニーズに対応していきます。更に、まちづくりに熱意と知識を持ち、広い視野からまちづくりを立案し、支援していくことのできる職員の育成に努めます。

第2節 会津坂下町都市計画マスタープランの推進

「会津坂下町都市計画マスタープラン」は、本町のまちづくりを進めていく上で目標となるものであり、都市計画道路の配置や用途地域の指定等の都市計画を立案・決定するための指針となるものです。

今後は、この会津坂下町都市計画マスタープランを基本として、次のような取り組みにより町民と行政が一体となって都市づくりを進めていきます。

1. 具体的な計画づくりと都市計画の決定

会津坂下町都市計画マスタープランで示されている内容は基本方針であり、個別の基本計画や具体的な都市計画決定は別に対応するものとします。

そのため、目標の実現のためには本方針を基本として、具体的な計画づくりを行うとともに、個々の計画や事業の熟度等を考慮し、町民の理解と協力を得ながら、適切な時期に都市計画として決定していきます。

2. 独自のルールや制度の制定

目標としているまちは、道路等の都市計画決定と都市計画事業の実施のみでは実現することはできません。良好な景観の育成、緑の保全・育成、良好な住宅地環境の保全・育成等を実現するため、条例による町独自のまちづくりへの取り組みや、地区計画を含めた町民や地権者の参加を基本としたルールづくりを進めていきます。

3. 効率的な事業実施

会津坂下町都市計画マスタープランは、概ね20年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには効率的に事業を実施していく必要があります。

そのため、中長期的・段階的な取り組みや周辺市町村との連携の視点にたって、効率的な整備プログラムを策定し、それに沿って整備を進めていきます。

4. 会津坂下町都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

会津坂下町都市計画マスタープランは中長期的な計画であるため、その着実な実現のために進行管理を的確に行うとともに、我が国の社会経済の動向、本町に関連する広域的な都市整備の動向や目標の実現の段階に応じて、町民参加の基に適切な見直しを行っていきます。

5. まちづくり制度・事業の活用

まちづくりの目標やまちづくりの方針を実現するため、都市計画の手法やまちづくりの方策を総合的に適用して、町民の参加と協力を得ながら具体のまちづくりを推進していきます。

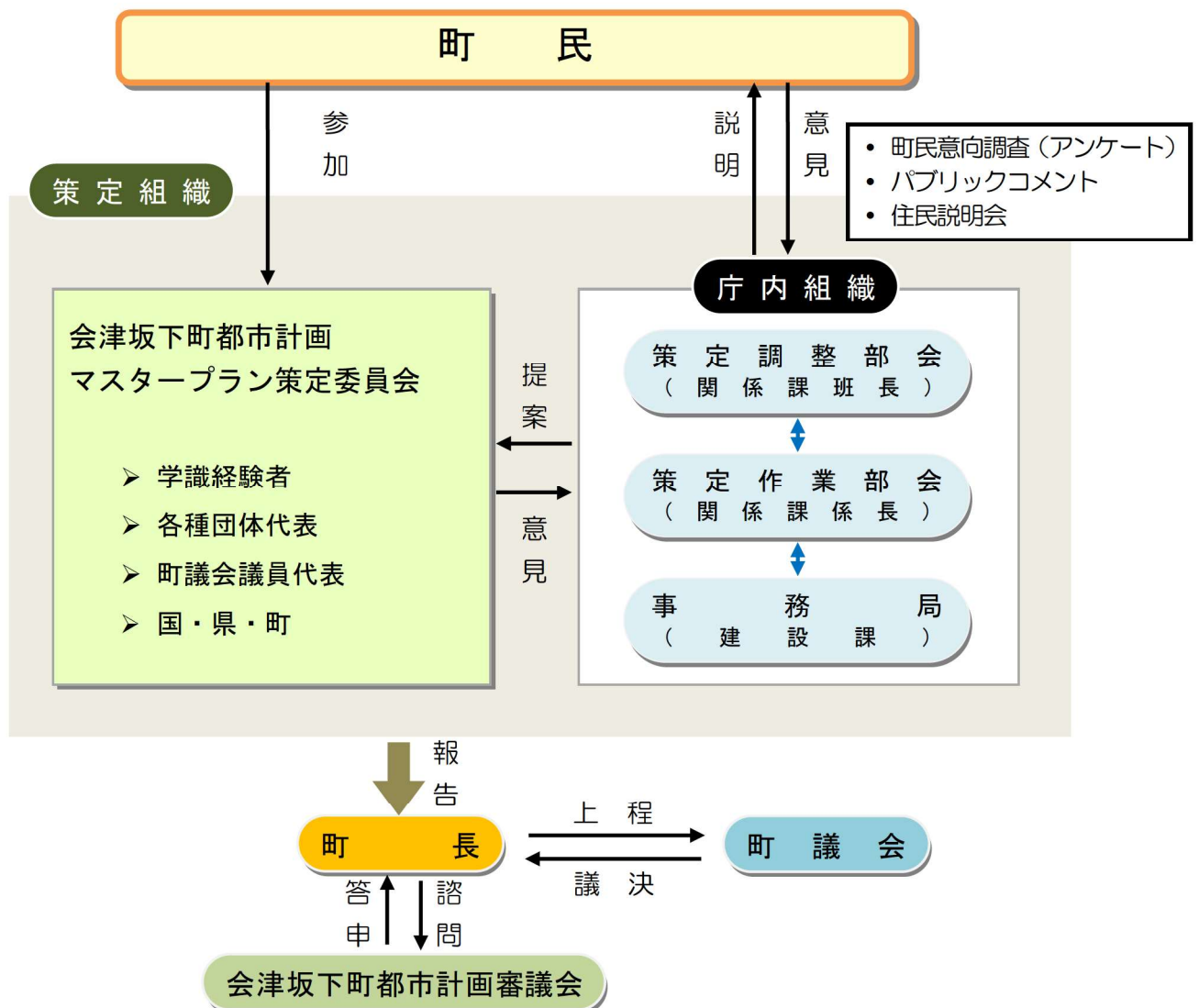
資 料

1. 会津坂下町都市計画マスタープランの検討体制

(1) 検討体制

会津坂下町都市計画マスタープランを検討する体制は、町民の皆様の意見を反映させる組織として「策定委員会」、行政内の検討組織として「策定調整部会」・「策定作業部会」を設置し、協働による計画づくりを進めました。

● 会津坂下町都市計画マスタープラン検討体制図



会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会等設置要綱

(目的及び設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（会津坂下町都市計画マスタープラン）を町の創意工夫のもとに、住民の意見を反映させ、都市づくりの基本的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備課題に応じた整備方針、その他都市施設に関する計画等をきめ細かく定めることを目的として、会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 委員会は、会津坂下町都市計画マスタープラン策定にかかる次の事項を協議する。

- (1) 会津坂下町都市計画マスタープラン策定に関する事項
- (2) 会津坂下町都市計画マスタープランの実施並びに関連する施策の調整に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 町内各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

3 副委員長は委員長が指名し、委員長に事故ある時又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調整部会及び作業部会)

第6条 委員会は、必要となる事項の調整等のため、調整部会及び作業部会を設置することができる。

2 調整部会及び作業部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

3 特別な事項を協議するため必要があるときは、別に関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、会津坂下町建設課都市土木班に置くものとする。

(委嘱期間)

第8条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日より施行する。

(2) 体制名簿

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定委員会委員

(順不同/敬称略)

役 職	所属団体・役職等	氏 名
委 員 長	元会津大学短期大学部学部長	牧 田 和 久
委 員	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所調査課長	板 垣 浩 美 (橋 本 幸 雄)
委 員	福島県会津若松建設事務所 企画調査課長	齋 藤 雅 敏
委 員	福島県会津地方振興局 企画商工部地域づくり商工労政課 副部長兼地域づくり商工労政課長	三 塚 淳
委 員	福島県会津農林事務所 企画部 部長	宍 戸 潤 一
委 員	会津坂下町区長・自治会長会会長	波多野 健 悟 (山 口 孝 輝)
副委員長	会津坂下町振興計画審議会会長 (社会福祉協議会)	高 久 庄 三
委 員	会津坂下町商工会副会長	荒 井 仁
委 員	会津坂下町工業振興協議会長	星 貴
委 員	会津坂下町農業委員会 会長職務代理者	渡 部 吉 弘
委 員	会津坂下町観光物産協会専務理事	樋 口 栄 一
委 員	会津坂下町建設業組合副組合長	宮 本 利 典
委 員	会津坂下青年会議所理事長	二 瓶 浩 孝 (田 村 圭) (上 野 朗 弘)
委 員	坂下地区地域づくり協議会長	鶴 見 常 夫
委 員	会津坂下町都市計画審議会会長	原 幸 二
委 員	坂下東第一地区土地区画整理審議会会長	藤 田 保 彦
委 員	会津坂下町議会副議長	猪 俣 恒 雄
委 員	会津坂下町副町長	日 下 亮

注：() 内は前任者

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定調整部会

役 職	所 属 等	氏 名
部 会 員	総務課 行政管理班 班長	大 島 光 昭
部 会 員	総務課 危機管理班 班長	板 橋 正 良
部 会 員	政策財務課 政策企画班 班長	上 谷 圭 一
部 会 員	政策財務課 財務管理班 班長	佐 藤 暢一郎
部 会 員	生活課 福祉健康班 班長	佐 藤 美千代
部 会 長	建設課 上下水道班 班長	高 畑 良 雄
副部会長	産業課 農林振興班 班長	山 内 義 仁
部 会 員	産業課 商工観光班 班長	小 林 ひろ美
部 会 員	教育課 教育総務班 班長	田 部 嘉 之
部 会 員	子ども課 子ども支援班 班長	江 花 孝

平成 29 年 3 月現在

● 会津坂下町都市計画マスタープラン策定作業部会

役 職	所 属 等	氏 名
部 会 長	総務課 行政管理班 総務人事係長	新井田 英
部 会 員	総務課 危機管理班 防災消防交通係長	成 田 一 成
部 会 員	政策財務課 政策企画班 企画調整係長	蓮 沼 英 樹
部 会 員	政策財務課 財務管理班 管財国土調査係長	小 林 正 明
部 会 員	生活課 福祉健康班 社会福祉係長	長谷川 裕 一
部 会 員	建設課 都市土木班 土木建築係長	松 田 勝 義
副部会長	建設課 上下水道班 施設係長	遠 藤 幸 喜
部 会 員	産業課 農林振興班 振興係長	猪 股 裕 信
部 会 員	産業課 商工観光班 商工係長	渡 部 聡
部 会 員	教育課 教育総務班 総務係長	佐 藤 秀 一
部 会 員	子ども課 子ども支援班 子育て支援係長	鈴 木 千代子

平成 29 年 3 月現在

2. 会津坂下町都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

会津坂下町都市計画マスタープランの主要な検討・策定の経緯等は、次のとおりです。

● 経緯

[平成 27 年度]

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成 27 年 6 月 23 日	第 1 回策定委員会	・委員委嘱 ・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 6 月 24 日	第 1 回策定調整部会 第 1 回策定作業部会	・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 6 月 30 日	町民意向調査票配布	・調査期間（H27. 6. 30～H27. 8. 3）
平成 27 年 8 月 20 日	平成 27 年度第 1 回会津坂下町都市計画審議会	・会津坂下町都市計画マスタープランについて ・町民意識調査（アンケート）について
平成 27 年 9 月 30 日	第 2 回策定作業部会	・会津坂下町の現況 ・まちづくりの総合的な課題について
平成 27 年 10 月 20 日 平成 27 年 10 月 21 日	策定作業部会ヒアリング	・ヒアリングシートに基づく聞き取り
平成 27 年 11 月 27 日	第 3 回策定作業部会	・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分
平成 27 年 12 月 4 日	第 2 回策定調整部会	・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分
平成 27 年 12 月 17 日	第 2 回策定委員会	・会津坂下町の現況 ・都市計画の目標 ・都市づくりの基本方針 ・地域区分

[平成 28 年度]

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
平成 28 年 10 月 13 日	第 4 回策定作業部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 10 月 13 日	第 3 回策定調整部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 10 月 19 日	第 3 回策定委員会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 11 月 14 日	平成 28 年度第 1 回会津坂下 町都市計画審議会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 28 年 12 月 16 日	住民説明会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 素案
平成 29 年 1 月 31 日	第 5 回策定作業部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 1 月 31 日	第 4 回策定調整部会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 2 月 6 日	第 4 回策定委員会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案
平成 29 年 2 月 10 日	平成 28 年度第 2 回会津坂下 町都市計画審議会	・会津坂下町都市計画マスタープラン 原案 諮問・答申

● 町民意識調査（アンケート）の実施状況

項 目	内 容
①調査地域・対象	町内に居住する年齢満 20 歳以上の世帯主（H. 27. 7 時点）
②調査票の配布数	1, 000 票
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	平成 27 年 6 月 30 日～平成 27 年 8 月 3 日
⑤調査票回収数	381 票（回収率 38. 1%）〔坂下地区：204 票、若宮地区：43 票、金上地区：38 票、広瀬地区：31 票、川西地区：25 票、八幡地区：28 票、高寺地区：6 票、不明：6 票〕

● 住民説明会

開 催 日	開 催 場 所	参加人数
平成 28 年 12 月 16 日	中央公民館 大研修室	29 人

● パブリックコメント

会津坂下町都市計画マスタープラン(素案)に対する意見募集について、次のとおり実施しました。

① 実施時期等

- ・意見募集期間：平成 28 年 12 月 27 日から平成 29 年 1 月 25 日まで
- ・ 閲 覧 場 所：会津坂下町ホームページ
会津坂下町役場 2 階 建設課
- ・意見提出方法：郵送、持参、電子メール、ファックス

② 意見提出者 0 人

③ 意見件数 0 件

会津坂下町都市計画マスタープラン策定のための町民意識調査

～調査についてのお願い～

日頃から町民の皆様には、町政発展にご協力いただきありがとうございます。

町では、町の長期的なまちづくりの基本となる「会津坂下町都市マスタープラン」を平成9年6月に策定し、これに基づきまちづくりに取り組み、土地区画整理事業や都市計画道路の整備などを実現してきました。

しかし、マスタープラン策定から20年余りが経過し、その間、まちづくりを取り巻く状況は大きく変化しています。そこで、新たに20年後を目標とする都市計画マスタープランを策定することとしました。

このアンケート調査は、会津坂下町にお住まいの皆さんが、町の現況や将来に対してどのようなご意見、ご要望をお持ちかを伺い、マスタープランに反映させ、今後のまちづくりに役立てることを目的とするものです。

調査の結果を他の目的に使用することはありませんので、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この調査は、町内にお住まいの20歳以上の世帯主から無作為に抽出した約1,000人の方を対象としています。

平成27年7月

会津坂下町長 齋藤文英

◆回収にあたってのお願い

回答の記入が終わりましたら、お手数ですが、回答用紙を同封してある封筒に入れて、7月13日(月)までに返送してください。

なお、無記名のアンケートですので、封筒には住所、氏名を記入していただく必要はありません。また、切手を貼っていただく必要もありません。

◆回答にあたってのお願い

- ① 回答はできるだけご本人がお答えください。ただし、おひとりで回答が難しいものは、ご家族と相談してお答えください。
- ② お答えは、当てはまる番号に○を、また〔 〕内には具体的にご記入ください。なお、特に注意書きのないものは、回答番号の中から1つを選んで○印をつけてください。
- ③ 記入は、鉛筆、ボールペンなどではっきりとお書きください。

※調査について、ご意見、ご質問等がございましたら、下記へお問い合わせください。

会津坂下町 建設課 都市土木班 電話 0242-84-1506（直通）

A. はじめにあなたご自身のことについておたずねします。

問1. あなたの性別はどちらですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 男 2. 女

問2. あなたの年齢は何歳ですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 20 歳代 2. 30 歳代 3. 40 歳代
4. 50 歳代 5. 60 歳代 6. 70 歳以上

問 3. 現在、あなたがいうしよに住んでいるご家族は、あなた自身を含めて何人ですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 1人(单身) 2. 2人 3. 3人~5人
4. 6人以上

問 4. あなたの現在の職業は何ですか。下から主たる職業 1 つを選んで該当する番号に○印をつけてください。

1. 農林業
2. 自営業（個人事業主、会社役員など）
3. 勤め人（民間企業）
4. 自由業（作家・画家・写真家・陶芸作家・開業医・弁護士など）
5. 公務員、団体職員
6. パートタイマー、アルバイト
7. 専業主婦・主夫
8. 無職
9. その他〔

問5. あなたがお住まいの地区はどこですか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 坂下地区 | 2. 若宮地区 | 3. 金上地区 |
| 4. 広瀬地区 | 5. 川西地区 | 6. 八幡地区 |
| 7. 高寺地区 | | |

問 6. 会津坂下町にはいつからお住まいですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 生まれた時から
2. 町内で生まれ、一時町外に出て戻ってきたときから
3. 町外で生まれ育ち、町内に転入してきたときから

問 7. あなたは、会津坂下町に住むようになって、およそ何年になりますか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 1 年未滿
2. 1 年以上 5 年未滿
3. 5 年以上 10 年未滿
4. 10 年以上 15 年未滿
5. 15 年以上 20 年未滿
6. 20 年以上

問 8. あなたが、今住んでいる住宅は、次のどれにあてはまりますか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 戸建ての持ち家
2. 借地に建てた持ち家
3. 借家、アパート、マンション
4. その他〔 〕

問9. 問8で“1”または“2”とお答えになった方にお聞きします。あなたの持家を、将来引き継ぐ方はいらっしゃいますか。該当する番号に○印をつけてください。

1. いる 2. いない
3. わからない
4. その他 []

問 10. あなたの日常生活の中で主にかかわりの多い地域はどこでしょうか。次の①～⑧の項目について、下欄の【地域名称】から該当する地域を1つ選んで、〔 〕内に番号を記入してください。

【地域名称】			
〔福島県内〕			
1. 会津坂下町	2. 会津若松市	3. 喜多方市	4. 会津美里町
5. 柳津町	6. 湯川村	7. 磐梯町	8. 北塩原村
9. 西会津町	10. 三島町	11. 金山町	12. 昭和村
13. 猪苗代町	14. 下郷町	15. 南会津町	16. 福島市
17. 郡山市	18. 他の福島県内		
〔その他の地区〕			
19. 山形県	20. 宮城県	21. 新潟県	22. 茨城県
23. 栃木県	24. 群馬県	25. 東京都	26. 神奈川県
27. 千葉県	28. その他		

- ① 現在の職場は、どこにありますか ……………〔 〕
 （「専業主婦・主夫」「無職」の方は、0 と記入してください）
- ② 最後に卒業された学校はどこにありますか ……………〔 〕
- ③ 日常生活用品（食料品・日用雑貨等）はどこで購入しますか ……………〔 〕
- ④ 贈答品・耐久消費財（テレビ・家具等）はどこで購入しますか ……………〔 〕
- ⑤ 映画・音楽鑑賞などの娯楽はどこに出かけますか ……………〔 〕
- ⑥ 家族そろっての外食はどこでしますか ……………〔 〕
- ⑦ スポーツ等の活動はどこでしますか ……………〔 〕
- ⑧ 通院する病院は主にどこにありますか ……………〔 〕

問 11. あなたが日常生活で主に利用する交通手段はなんでしょうか。次の①～⑧の生活活動で利用する交通手段を、下欄の【交通手段】から1つ選んで、〔 〕内に番号を記入してください。

【交通手段】		
1. 徒歩	2. 自転車	3. オートバイ（原付含む）
4. 自家用車	5. バス	6. タクシー
7. 鉄道（＋徒歩）	8. 鉄道（＋自転車・原付）	
9. 鉄道（＋バス）	10. 鉄道（＋自家用車）	11. その他

- ① 通勤にはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ② 日常の買い物にはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ③ 休日のショッピングへはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ④ 映画・音楽鑑賞などの娯楽にはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ⑤ 家族そろっての外食にはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ⑥ スポーツ等の活動へはどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ⑦ 病院などへの通院はどうやって出かけますか ……………〔 〕
- ⑧ 町役場へはどうやって出かけますか ……………〔 〕

B. 現在お住まいの地域の環境についておたずねします

問 12-1. あなたは現在の会津坂下町を「わがまち」としてどの程度愛着を感じていますか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 愛着がある | 2. どちらかというと愛着がある |
| 3. さほど愛着がない | 4. 愛着がない |
| 5. どちらともいえない | |

問 12-2. あなたが現在の会津坂下町内で、「わがまちの素晴らしい場所・愛着を感じる場所・子どもたちに残したい施設や場所」と思う場所や施設を教えてください。〔 〕内に3つ以内で、具体的な名称を記入してください。

〔 〕
〔 〕
〔 〕

問 13. あなたは、あなたの住んでいる地域の暮らしやすさについて、どの程度満足していますか。
1～32 の項目ひとつひとつについて、あてはまる番号1つに○印をつけてください。

選択肢 項 目		満足している	満足 どちらかといえば	不満 どちらかといえば	不満である	わからない
快適さ	1. 山林や田畑・景観などの周辺の自然環境	1	2	3	4	5
	2. 空気や川の水のきれいさ	1	2	3	4	5
	3. 騒音、振動などの静かさ	1	2	3	4	5
	4. 住まいの日照や風通し	1	2	3	4	5
衛生	5. ごみの処理	1	2	3	4	5
	6. し尿の処理	1	2	3	4	5
安全性	7. 交通安全対策	1	2	3	4	5
	8. 防犯体制	1	2	3	4	5
	9. 消防体制	1	2	3	4	5
	10. 崖崩れ、洪水などの自然災害対策	1	2	3	4	5
	11. 医療施設や救急医療体制	1	2	3	4	5
利便性	12. 鉄道の交通の便	1	2	3	4	5
	13. バスの交通の便	1	2	3	4	5
	14. 商店の充実などの買い物の便	1	2	3	4	5
公共施設の整備状況	15. 幹線道路の整備	1	2	3	4	5
	16. 住宅周辺の生活道路の整備	1	2	3	4	5
	17. 上水道・下水道の整備	1	2	3	4	5
	18. 排水路の整備	1	2	3	4	5
	19. 教育施設（小中学校）の整備	1	2	3	4	5
	20. 広場や公園、子供の遊び場の整備	1	2	3	4	5
	21. 趣味・学習のための文化施設の整備	1	2	3	4	5
	22. スポーツ・レクリエーション施設の整備	1	2	3	4	5
	23. 保育所など子育て支援のための施設の整備	1	2	3	4	5
	24. 老人・障がい者のための福祉施設の整備	1	2	3	4	5

〔次頁に続く〕

選択肢 項 目		満足している	満足	どちらかといえば不満	どちらかといえば不満である	わからない
地域社会について	25. 近所づきあいや地域の連帯	1	2	3	4	5
	26. 自治会、サークルなどの地域活動	1	2	3	4	5
	27. 祭りなどの地域の行事	1	2	3	4	5
	28. 風紀や雰囲気	1	2	3	4	5
	29. 良い職業を得る場としては	1	2	3	4	5
	30. 子育ての場所としては	1	2	3	4	5
	31. 高齢者が生活する場所としては	1	2	3	4	5
32. 一口に言って会津坂下町の暮らしやすさは		1	2	3	4	5

問 14-1. あなたは今後とも会津坂下町に住み続けたいですか。それとも、他に移りたいと思いますか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. 今の場所に住み続けたい | 2. 町内の別の場所で住み続けたい |
| 3. 町外に移りたい | 4. わからない |

問 14-2. 問 14-1 で“2”または“3”とお答えになった方にお聞きします。移転したいと思う理由は何ですか。あてはまる番号全てに○印をつけてください。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1. 近くに親戚や親しい人がいないから | 2. 住宅に不満があるから |
| 3. 周辺環境に不満があるから | 4. 公共施設が整っていないから |
| 5. 都市的な魅力に欠けているから | 6. 通勤・買い物に不便だから |
| 7. 仕事・商売・学校の関係で | 8. 働く場所が少ないから |
| 9. その他〔 | 〕 |

C. 会津坂下町の将来のまちづくりについておたずねします

問 15. 将来のまちづくりにおいて、会津坂下町ではどのような環境整備を進めていくべきだと思いますか。あなたのお考えに近いものを選んで、2つ以内で○印をつけてください。

1. 豊かな自然の中でゆったりと暮らすことができる環境
2. 高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことができる環境
3. 生活に必要な機能（道路、公園などの都市基盤と身近な商業施設などの利便施設）が整った快適な暮らしができる環境
4. 身近に文化活動の場や働く場があり、いきがいと文化を育む環境
5. 既存の商工業を育むとともに、新たな企業誘致を推進できる環境
6. 魅力ある商業や観光など広域から多くの人が集まるにぎわいのある環境
7. その他〔 〕
8. わからない

問 16. 会津坂下町において、今後整備・充実を図るべき施設や機能のなかで、特に力を入れてほしいと思われるものは何ですか。5つ以内で、該当する番号に○印をつけてください。

1. 周辺都市と連絡する国・県道等の幹線道路
2. 町内の各地区と鉄道駅や商店街とを連絡する幹線道路
3. 住宅周辺の町道や生活道路
4. 歩道や歩行者専用・優先の道路
5. 土地区画整理などによる市街地の良好な居住環境整備
6. 買い物に便利な賑わいのある商店街
7. 広域からも人の集まるショッピングセンター、娯楽施設
8. 市街地の駐車場や自転車駐輪場
9. 電車、バス等の輸送力などの公共交通の便
10. ガードレールなどの交通安全施設
11. 防災避難施設や防災安全体制
12. 消防施設や消防体制
13. 河川・水路・雨水排水対策施設
14. 下水道の整備
15. ごみ処理施設や関連体制
16. 病院・医師の確保や健康相談などの保健・医療体制
17. 身近な小規模な公園
18. スポーツ・レクリエーション施設
19. 地区集会所、公民館などの社会教育の場と生涯学習の推進体制
20. 小学校、中学校などの教育施設
21. 高齢者などのための福祉施設や地域福祉の体制
22. 障がい者などのための福祉施設や地域福祉の体制
23. 保育所など子育て支援のための施設
24. 文化センターなどの文化施設
25. 役場出張所や都市施設等の町民への公共サービス施設
26. 公営住宅
27. 美しい街並み景観
28. 歴史的資源
29. 緑豊かな田園・山林の景観
30. 身近な集落の居住環境
31. 農道・水路などの農業生産基盤
32. 企業誘致等による働く場の確保
33. その他〔 〕

問 17. 会津坂下町の土地利用の大きな部分を農地や山林が占めていますが、あなたは会津坂下町の農地・山林の将来について、どのようにお考えですか。あなたのお考えに近いものを2つ以内で、該当する番号に○印をつけてください。

1. 農林業がより盛んになるよう、農地・山林の整備を進め農林業の環境を守っていく
2. 産業としての農林業はもちろん、緑の保全や治水の観点からも農地・山林を守っていく
3. 守っていく農地・山林と開発のために転用する農地・山林を計画的に分ける
4. それぞれの農家の事情で、農地・山林が宅地に転用されるのはやむを得ない
5. 後継者不足などで農林業の振興には限界があるので、集落の活力を維持するため農地・山林の積極的な宅地への転用を図る
6. その他〔 〕
7. わからない

D. まちづくりへの参加についておたずねします

問 18. 会津坂下町ではまちづくりを進めるために、まちづくりについての計画（都市計画）を作成し、それに沿ってさまざまな事業（道路、下水道などの整備）や規制（用途地域、建ぺい率、容積率など）を行っています。これら町の行っている都市計画についてご存じですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. よく知っている 2. 少しは知っている 3. ほとんど知らない

問 19. 会津坂下町では、まちづくりを町民の皆さんの合意を得ながら適切に進めるため、地域ごとのきめ細かな都市計画の目標を示す都市マスタープランを策定していますが、この計画についてご存知ですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. よく知っている 2. 少しは知っている 3. ほとんど知らない

問 20. まちづくりの主役は誰だとお考えですか。該当する番号に○印をつけてください。

- [illegible]

問 21. 会津坂下町では、今回策定する「都市計画マスタープラン」等に基づき、町民の皆さんの参加を得ながらよりよいまちづくりを進めていきたいと考えていますが、そのためには町民の皆さんのご協力が必要です。あなたはまちづくりに対する町民参加のありかたについてどのようにお考えですか。該当する番号に○印をつけてください。

1. 自分たちのまちを住みよくするために、自分から進んで協力したい
2. 自分から進んではやらないが、依頼されれば協力する
3. あまり関心がないので、地元の熱心な人にまかせたい
4. できれば協力はしたくない
5. その他〔
6. わからない

問 22. 問 21 で“1”、“2”とお答えの方にお聞きします。協力いただける内容はどのようなものですか。該当する番号全てに○印をつけてください。

1. 今回策定する都市計画マスタープランのような計画づくり
2. まちづくりに関する体験学習やイベントの企画や運営
3. ゴミ拾いや草刈等のボランティア
4. 公園などの公共施設の管理や運営
5. 道路や公園などの事業に対する協力
6. その他〔 〕

E. 以上のほかに、会津坂下町をより良いまちにしていくなめのお考えや、この調査をもとに策定される都市計画マスタープランに期待することなど、ご意見がございましたらお聞かせ下さい。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

以上で質問は終わりです。ご協力いただきありがとうございました。

3. 用語の解説

あ行

アクセス

近づく手段、方法をいう。アクセス道路とは目的地まで近づくための道路のこと。

NPO

民間の非営利組織をいい、営利企業や行政組織とは異なる手法により公益を実現していく役割を担う。特定非営利活動促進法に基づきNPO法人の認証を受ける組織が増加している。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、看板・立看板・はり紙・広告塔・広告板等のこと。

オープンスペース

都市における、建物等のない空いたゆとり空間のこと。

温暖化

二酸化炭素等の増加により、地球の気温が高まり、自然や生活環境に各種の悪影響が生じる現象をいう。

か行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

基盤施設

さまざまな都市活動を支えるための施設をいう。社会資本と同義である。

狭あいな道路

一般的には狭い道路をいう。特に4m未満の道路を狭あい道路、狭小道路という。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを町民・行政が協力して進めることを指す。

緊急輸送路

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、地域防災計画に基づき町が指定する、役場（災害対策本部）等及び近隣市町村の主要路線と接続する路線のこと。

空地

利用可能な土地であるにもかかわらず、使われないままになっている土地のこと。

景観

目の前の環境を一目見て得た視覚的印象をいう。また、この見ることを介して他の多くの人々と環境を意識するプロセスのこと。

検断（けんだん）

中世の日本においては警察・治安維持・刑事裁判に関わる行為・権限・職務を総称した語で、罪科と認定された行為について犯人の捜査と追捕（逮捕）、その後の取調と裁判、判決の執行までの一貫したプロセスを指す。

建築協定

住宅地や商店街等の環境や利便性を維持増進するために、建築基準法に基づき、地区全員の同意に基づき定める協定のこと。

公共下水道

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川や海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。

交通安全施設

信号機、道路標識、道路標示、道路照明灯、防護柵、道路反射鏡等の道路における交通の安全を確保するために必要な施設の総称である。

交通結節点

異なる交通手段を円滑に転換させるための機能を持った場所で、バスと電車の乗り換えを行う駅前広場等をいう。

コンパクトな都市構造

都市の基本的な機能が比較的小さな領域に集約された、効率が良く環境負荷の少ない都市構造。現代の都市の多くが平面的に広がりすぎた結果、効率的な社会基盤整備が困難になったり、環境への負荷を増大させた反省から生まれた考え方。

さ行

里山

集落、人里に隣接した結果、人間の影響を受けた生態系が存在する山をいう。

浚渫

河川などの底面を浚って土砂などを取り去る土木工事のこと。

循環型社会

大量消費社会に代わって、持続可能な社会を達成するための新たな社会のイメージ。生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じた資源利用の循環化・効率化、循環負荷の極小化を目指す。

親水公園

河川や池沼等の水辺を利用し、水に触れ親しむことのできる公園。

水源かん養

水源の水質や水量等の状態を良い方向に育てること。

スマートインターチェンジ

高速道路の本線上またはサービスエリア（SA）、パーキングエリア（PA）、バスストップ（BS）に設置されているETC専用のインターチェンジ（IC）のこと。

セットバック

建築物の上部を下部よりも階段状に後退させる建築方法であるが、ここでは良好な環境を育成するために、建築物を敷地境界から一定距離後退させることをいう。

ソフトランディング

軟着陸。

た行

地域地区

都市における土地利用に住居系、商業系、工業系、その他の用途を適正に計画性を持って配分することによって、快適で機能的な都市環境の維持増進を図り、土地の合理的な利用を誘導しようとするもの。地域地区には用途地域、防火地域等がある。

地区計画

地区レベルの道路等の配置、建築物の形態や意匠、土地利用等について地区住民の合意を得て、市町村が都市計画決定し、それに基づいて開発を規制・誘導することにより良好な市街地の環境を形成するものであり、都市計画法及び建築基準法で規定されている。

低床バス

障がい者や高齢者等が、車椅子等に乗ったまま乗り降りできるようにバスの床が低くなっているもの、ノンステップバス。その他に備付けのリフトにより乗降するリフト付きバスもある。

都市機能

商業、交通、文化等の、都市における社会・経済・政治的活動の仕組み、はたらきのこと。

都市計画区域

都市計画を定めるべき区域。

都市計画道路

都市計画法第11条に定められた都市施設の一つであり、都市計画により指定される道路。

土地区画整理事業

都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業であり、土地の換地と減歩により、公共施設を平等に出し合うことにより良好な宅地を造成し、これを初めの土地の価値に応じて公平に分配する事業をいう。

都市型の住宅

周辺環境に調和した土地の有効利用により、良好な市街地を形成する多層型集合住宅、また多機能が一体化した住宅。既成市街地では十分な敷地の確保は困難なケースが多いが、経済性や居住環境などの問題を克服するために、連棟式のテラスハウスや重層式のアパート・マンションなどのように共同化することによって、市街地での居住に適合させるように建設される住宅を総称して都市型住宅という。

な行

ネットワーク

ある一定の目的を持ってつながっている網状組織をいう。

農業集落排水事業

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の農業集落地で実施する汚水処理事業のこと。

難燃化誘導

建築物に対して燃えにくい資材の使用や構造を規定するなどして、火災の発生や延焼の危険性を抑制していくこと。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

バス待合所

バス停を、雨や風を防ぐことのできるよう屋根等で覆い、バスを快適に利用できるようにしたもの。

バリアフリー

「バリア」とは元々英語で物理的に人を隔てたり行動を規制したりするという障壁をいう言葉。日本でも、障害がないこと、特に高齢者、障がい者の日常生活に妨げとなる障害を取り除くことを「バリアフリー」という言葉で表すことが一般である。

ポケットパーク

市街地等で、休息の場や都市景観の向上を図るために設けられる広場的機能を有する小規模な公園のこと。

や行

ＵＪＩターン

3つの人口還流現象の総称。Ｕターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。Ｊターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。Ｉターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

用途地域

都市計画で定めることのできる地域地区の最も基本となるもので、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を、用途や容積等により規制する制度で、12種類ある。

ら行

ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話、通信等の都市生活や都市活動を支えるために、地域に張り巡らされている供給処理・情報通信の施設をいう。



発行：会津坂下町 建設課 都市土木班
〒969-6592 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662
TEL 0242-84-1506 FAX 0242-83-1365 ホームページ <http://www.town.aizubange.fukushima.jp/>